

令和 5 年 12 月 富山市議会定例会議案

# 目 次

議案第123号	令和5年度富山市一般会計補正予算（第6号）……………	1頁
議案第124号	令和5年度富山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）……………	47
議案第125号	令和5年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）……………	57
議案第126号	令和5年度富山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	67
議案第127号	令和5年度富山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）……………	77
議案第128号	令和5年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）……………	87
議案第129号	令和5年度富山市水道事業会計補正予算（第2号）……………	97
議案第130号	令和5年度富山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）…	103
議案第131号	令和5年度富山市病院事業会計補正予算（第1号）……………	111
議案第132号	富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件……………	114
議案第133号	富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………	130
議案第134号	市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件……………	132
議案第135号	富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件……………	135
議案第136号	富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定の件……………	137
議案第137号	富山市立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件……………	139
議案第138号	富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件……………	140
議案第139号	富山市手数料条例及び富山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例制定の件……………	144

議案第 1 4 0 号	富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……	1 4 5
議案第 1 4 1 号	富山市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件……	1 4 6
議案第 1 4 2 号	富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件……	1 4 8
議案第 1 4 3 号	とやまスローライフ・フィールド条例の一部を改正する条例制定の件……	1 4 9
議案第 1 4 4 号	富山市農業集落排水事業の設置等に関する条例制定の件……	1 5 1
議案第 1 4 5 号	富山市割山森林公園条例の一部を改正する条例制定の件……	1 5 4
議案第 1 4 6 号	特定事業変更契約締結の件（（仮称）水橋地区義務教育学校整備事業）……	1 5 8
議案第 1 4 7 号	富山市大沢野地域のスポーツ施設の指定管理者の指定の件…	1 5 9
議案第 1 4 8 号	富山市猿倉山森林公園の指定管理者の指定の件……	1 6 0
議案第 1 4 9 号	富山市大沢野地域の都市公園の指定管理者の指定の件……	1 6 1
議案第 1 5 0 号	財産の無償譲渡の件……	1 6 2
議案第 1 5 1 号	財産の無償貸付の件……	1 6 3
議案第 1 5 2 号	財産の減額貸付の件……	1 6 7
報告第 5 2 号	専決処分報告の件（訴えの提起の件）……	1 6 8
報告第 5 3 号	専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）……	1 7 1

# 一 般 会 計



議案第 1 2 3 号

令和 5 年度富山市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 5 年度富山市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 8 1, 7 8 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 8, 2 9 9, 0 9 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		29,684,393	73,639	29,758,032
	1 国庫負担金	20,320,851	82,253	20,403,104
	2 国庫補助金	9,279,001	△ 8,433	9,270,568
	3 委託金	84,541	△ 181	84,360
16 県支出金		12,881,781	81,414	12,963,195
	1 県負担金	8,128,990	40,993	8,169,983
	2 県補助金	3,907,301	40,421	3,947,722
18 寄附金		288,752	7,164	295,916
	1 寄附金	288,752	7,164	295,916
19 繰入金		4,413,172	3,200	4,416,372
	2 基金繰入金	3,858,555	3,200	3,861,755
20 諸収入		3,189,400	5,747	3,195,147
	6 雑入	1,619,089	5,747	1,624,836
21 市債		12,921,700	14,800	12,936,500
	1 市債	12,921,700	14,800	12,936,500
22 繰越金		2,570,557	595,825	3,166,382
	1 繰越金	2,570,557	595,825	3,166,382
歳入合計		177,517,302	781,789	178,299,091

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		728,938	4,253	733,191
	1 議会費	728,938	4,253	733,191
2 総務費		20,263,071	△ 69,317	20,193,754
	1 総務管理費	9,902,460	△ 31,783	9,870,677
	2 企画費	6,716,567	50,340	6,766,907
	3 徴税費	2,025,285	△ 64,267	1,961,018
	4 戸籍住民基本台帳費	872,770	△ 63,526	809,244
	5 選挙費	148,436	12,378	160,814
	6 防災費	464,185	26,023	490,208
	8 監査委員費	88,260	1,518	89,778
3 民生費		69,255,968	566,152	69,822,120
	1 社会福祉費	33,341,425	△ 19,317	33,322,108
	2 児童福祉費	30,326,130	571,300	30,897,430
	3 生活保護費	5,241,297	28,045	5,269,342
	4 市民生活費	241,714	△ 1,536	240,178
	5 青少年女性費	90,344	△ 12,340	78,004
4 衛生費		11,555,433	△ 87,061	11,468,372
	1 保健衛生費	6,745,118	△ 126,893	6,618,225
	2 環境衛生費	4,810,315	39,832	4,850,147
5 労働費		612,560	2,769	615,329
	1 労働諸費	612,560	2,769	615,329
6 農林水産業費		6,016,134	83,803	6,099,937
	1 農業費	2,190,081	44,157	2,234,238
	2 農地費	2,380,512	44,838	2,425,350
	3 林業費	1,195,418	△ 5,192	1,190,226
7 商工費		4,455,912	39,886	4,495,798
	1 商工費	4,455,912	39,886	4,495,798
8 土木費		22,029,571	7,141	22,036,712
	1 土木管理費	697,032	△ 7,996	689,036
	2 道路橋りょう費	5,895,235	7,316	5,902,551
	5 都市計画費	14,028,066	7,821	14,035,887
9 消防費		4,823,809	26,232	4,850,041
	1 消防費	4,823,809	26,232	4,850,041

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		13,166,696	207,931	13,374,627
	1 教育総務費	2,230,437	△ 56,487	2,173,950
	2 小学校費	5,103,715	116,687	5,220,402
	3 中学校費	3,330,585	65,908	3,396,493
	4 幼稚園費	165,146	△ 13,641	151,505
	5 社会教育費	2,336,813	95,464	2,432,277
歳 出	合 計	177,517,302	781,789	178,299,091

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	4 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務費	20,772
6 農林水産業費	2 農地費	小規模土地改良事業費補助金	14,147

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山市大沢野総合運動公園野球場、富山市大沢野総合運動公園陸上競技場、富山市大沢野グラウンド、富山市西大沢運動広場管理運営費	自令和6年度至令和7年度	42,416
富山市総合体育館Rコンセッション事業費	自令和6年度至令和21年度	8,093,436
富山市芸術文化ホール特定天井改修・大規模改修設計業務委託費	自令和5年度至令和6年度	350,000
ひとり親家庭学習支援事業業務委託費	自令和6年度至令和8年度	18,000
塵芥収集車購入費	自令和5年度至令和7年度	16,831
富山市猿倉山森林公園管理運営費	自令和6年度至令和10年度	95,700
リフレッシュ事業費	自令和5年度至令和6年度	61,500
市道整備事業費	自令和5年度至令和6年度	170,900
浸水対策事業費	自令和5年度至令和6年度	19,000
大沢野中央公園、大沢野中学校跡地公園、大沢野総合運動公園、春日健康ふれあい公園管理運営費	自令和6年度至令和7年度	48,120
熊野小学校仮設校舎借上料	自令和5年度至令和12年度	380,000

第 4 表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
農 地 費	509,300	10,500	519,800	普通貸借 又 は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率の見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	借入れ先の融通 条件による。た だし、市財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、も しくは繰上償還 又は借換えする ことができる。
小 学 校 費	1,019,000	4,300	1,023,300			

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 歳 入

款15 国庫支出金 項 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 民生費負担 金	18 ,881,887	82,253	18 ,964,140	1社会福祉費 負担金	282	1国民健康保険基盤安定負担金 282
				2児童福祉費 負担金	81,705	1障害児通所給付事業費負担金 81,705
				3生活保護費 等負担金	266	1生活困窮者自立相談支援事業費等負 担金 266
計	20 ,320,851	82,253	20 ,403,104			

款15 国庫支出金 項 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明			
				区分	金額				
1 総務費補助 金	213,997	△ 12,001	201,996	1総務管理費 補助金	△ 12,001	1住民基本台帳ネットワークシステム 費補助金 △ 2外国人受入環境整備交付金 46 3社会保障・税番号制度システム整備 費補助金 4,026			
				2民生費補助 金	1 ,898,404	3,568	1,901,972	1社会福祉費 補助金 2,145	1障害者総合支援事業費補助金 2,145
				2児童福祉費 補助金	1,423	1,423	1子ども・子育て支援交付金 1,423		
計	9 ,279,001	△ 8,433	9 ,270,568						

款15 国庫支出金 項 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
2 民生費委託 金	68,002	△ 181	67,821	1社会福祉費 委託金	△ 181	1国民年金事務費委託金 △ 181
計	84,541	△ 181	84,360			
合計	29 ,684,393	73,639	29 ,758,032			

款16 県支出金 項 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費負担 金	8 , 121, 996	40, 993	8 , 162, 989	1社会福祉費 負担金	141	1国民健康保険基盤安定負担金 141
				2児童福祉費 負担金	40, 852	1障害児通所給付事業費負担金 40, 852
計	8 , 128, 990	40, 993	8 , 169, 983			

款16 県支出金 項 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費補助 金	34, 156	14, 175	48, 331	1企画費補助 金	14, 175	1移住支援金交付事業費補助金 14, 175
2 民生費補助 金	1 , 922, 598	25, 339	1 , 947, 937	2児童福祉費 補助金	25, 339	1子ども・子育て支援交付金 1, 423 2子ども医療費助成事業費補助金 23, 916
4 農林水産業 費補助金	988, 388	907	989, 295	1農業費補助 金	907	1集落営農促進対策事業費補助金 907
計	3 , 907, 301	40, 421	3 , 947, 722			
合計	12 , 881, 781	81, 414	12 , 963, 195			

款18 寄附金 項 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 民生費寄附 金	3, 008	2, 164	5, 172	1社会福祉費 寄附金	1, 164	1福祉奨学基金費寄附金 1, 164
				2児童福祉費 寄附金	1, 000	1児童福祉一般管理費寄附金 1, 000
6 商工費寄附 金		5, 000	5, 000	1商工費寄附 金	5, 000	1商工業・デザイン振興事業基金費寄 附金 5, 000
計	288, 752	7, 164	295, 916			

款19 繰入金 項 2 基金繰入金 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 福祉奨学基 金繰入金	10,950	3,200	14,150	1福祉奨学基 金繰入金	3,200	1福祉奨学基金繰入金 3,200
計	3 ,858,555	3,200	3 ,861,755			
合計	4 ,413,172	3,200	4 ,416,372			

款20 諸収入 項 6 雑入 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	1 ,618,043	5,747	1 ,623,790	3雑入	5,747	1こども医療高額療養費戻入金 3,514 2雇用保険料戻入金 1,055 3その他の雑入 1,178
計	1 ,619,089	5,747	1 ,624,836			
合計	3 ,189,400	5,747	3 ,195,147			

款21 市債 項 1 市債 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業 債	1 ,127,400	10,500	1 ,137,900	1農地債	10,500	1小規模土地改良事業債 10,500
8 教育債	2 ,228,200	4,300	2 ,232,500	2小学校債	4,300	1小学校施設整備事業債 4,300
計	12 ,921,700	14,800	12 ,936,500			

款22 繰越金 項 1 繰越金 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	2 ,570,557	595,825	3 ,166,382	1前年度繰越 金	595,825	1前年度繰越金 595,825
計	2 ,570,557	595,825	3 ,166,382			

## 2 歳 出

### 款 1 議会費 項 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 議会費	728,938	4,253	733,191	他 12	4,241	1報酬	△ 5,956	1議会運営費 人件費 2議会事務費 人件費	△ 9,271 13,524
						2給料	4,441		
						3職員手当等	5,692		
						4共済費	△ 55		
						8旅費	131		
計	728,938	4,253	733,191	他 12	4,241				

### 款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 一般管理費	3 294,292	△ 174,210	3 120,082	他 13	△ 174,223	1報酬	390	1総務一般管理費 人件費 2財務一般管理費 人件費 3生活安全一般管理 費 人件費 4スポーツ振興一般 管理費 人件費 5庁舎維持管理費 人件費 6用地事務費 人件費	△ 177,014 △ 6,808 6,054 △ 1,556 366 4,748
						2給料	△ 122,165		
						3職員手当等	△ 24,324		
						4共済費	△ 26,005		
						18負担金補助 及び交付金	△ 2,106		
3 広報広聴費	151,680	133	151,813	他 1	132	1報酬	102	1広報費 人件費	133
						3職員手当等	27		
						4共済費	4		
4 文書費	52,053	3,188	55,241	他 4	3,184	1報酬	2,663	1情報公開費 人件費 2公文書館管理運営 費 人件費	129 3,059
						3職員手当等	115		

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						4共済費	355	
						8旅費	55	
6 会計管理費	127,107	3,113	130,220		3,113	1報酬	1,146	1会計事務費 人件費 3,113
						2給料	△ 233	
						3職員手当等	1,791	
						4共済費	188	
						8旅費	221	
7 財産管理費	130,501	1,762	132,263	他	9 1,753	1報酬	1,316	1車両管理費 人件費 1,762
						3職員手当等	195	
						4共済費	222	
						8旅費	29	
8 地域振興費	2 104,359	118,419	2 222,778	他	197 118,222	1報酬	7,281	1行政サービスセン ター費 52,702 人件費
						2給料	49,520	2中核型地区センタ ー費 4,469 人件費
						3職員手当等	42,672	3地区センター費 人件費 61,248
						4共済費	18,946	
11 国際親善費	25,664	2,848	28,512	国 他	46 16 2,786	1報酬	1,923	1国際親善費 人件費 2,848
						3職員手当等	400	
						4共済費	382	

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						8旅費	51	
						18負担金補助 及び交付金	92	
12 とやま市民 交流館費	104,204	2,301	106,505	他 16	2,285	1報酬	606	1とやま市民交流館 管理運営事務費 人件費 2,301
						2給料	338	
						3職員手当等	1,200	
						4共済費	157	
13 スポーツ振 興費	238,360	△ 10,593	227,767		△ 10,593	18負担金補助 及び交付金	△ 10,593	1スポーツ団体育成 事業費 人件費 △ 10,593
14 スポーツ施 設費	1 681,026	21,256	1 702,282	他 29	21,227	1報酬	6,397	1体育施設管理運営 費 人件費 21,256
						3職員手当等	1,361	
						4共済費	895	
						8旅費	143	
						18負担金補助 及び交付金	12,460	
計	9 ,902,460	△ 31,783	9 ,870,677	国 他 46 285	△ 32,114			

款 2 総務費 項 2 企画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 企画総務費	385,610	6,019	391,629	他 1	6,018	1報酬	84	1企画一般管理費 人件費 6,019
						2給料	1,038	
						3職員手当等	3,935	

款 2 総務費 項 2 企画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						4共済費	962	
2 企画調査費	1 , 217, 973	18, 900	1 , 236, 873	1 県 14, 175	4, 725	18負担金補助 及び交付金	18, 900	1企画事務費 18, 900
3 文化振興費	2 , 402, 711	7, 239	2 , 409, 950		7, 239	12委託料	7, 239	1富山ガラス工房事 業費 3, 866 2文化振興事業費 3, 373
4 文化施設費	87, 001	1, 818	88, 819	他 16	1, 802	1報酬	802	1婦中ふれあい館管 理運営費 人件費 1, 818
						2給料	333	
						3職員手当等	489	
						4共済費	194	
6 外国語専門 学校費	258, 591	9, 531	268, 122	他 43	9, 488	1報酬	914	1管理運営事務費 人件費 9, 531
						2給料	4, 216	
						3職員手当等	2, 669	
						4共済費	1, 732	
7 ガラス造形 研究所費	159, 446	2, 864	162, 310	他 41	2, 823	1報酬	1, 014	1管理運営事務費 (1) 人件費 1, 141 (2) 事業費 1, 723
						2給料	85	
						3職員手当等	△ 440	
						4共済費	315	
						8旅費	167	
						10需用費	1, 723	

款 2 総務費 項 2 企画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
8 ガラス美術 館費	572,176	3,969	576,145		3,969	2給料	2,404	1管理運営事務費 人件費
						3職員手当等	636	
						4共済費	929	
計	6 ,716,567	50,340	6 ,766,907	県 14,175 他 101	36,064			

款 2 総務費 項 3 徴税费

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 税務総務費	1 ,228,888	△ 59,247	1 ,169,641		△ 59,247	2給料	△ 37,025	1税務事務費 人件費
						3職員手当等	△ 13,287	
						4共済費	△ 8,935	
2 賦課徴収費	796,397	△ 5,020	791,377	他 △ 15	△ 5,005	1報酬	△ 3,440	1賦課徴収事務費 人件費
						3職員手当等	△ 763	
						4共済費	△ 760	
						8旅費	△ 57	
計	2 ,025,285	△ 64,267	1 ,961,018	他 △ 15	△ 64,252			

款 2 総務費 項 4 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 戸籍住民基 本台帳費	872,624	△ 63,526	809,098	国 12,047 他 73	△ 51,552	1報酬	6,648	1戸籍事務費
						2給料	△ 37,042	
						3職員手当等	△ 31,177	2住民基本台帳ネッ トワークシステム 費 人件費
								△ 47,453 △ 51,479 4,026 △ 16,073

款 2 総務費 項 4 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						4共済費	△ 6,344	
						8旅費	363	
						12委託料	4,026	
計	872,770	△ 63,526	809,244	国 他	△ △ 12,047 51,552 73			

款 2 総務費 項 5 選挙費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 選挙管理委 員会費	47,993	12,378	60,371		12,378	2給料	5,571	1選挙管理委員会費 人件費
						3職員手当等	4,560	
						4共済費	2,247	
計	148,436	12,378	160,814		12,378			

款 2 総務費 項 6 防災費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 防災総務費	428,080	25,346	453,426		25,346	2給料	11,371	1防災危機管理一般 管理費 人件費	
						3職員手当等	10,018		
						4共済費	3,957		
2 交通安全対 策費	36,105	677	36,782	他	12	665	1報酬	554	1交通安全推進事業 費 人件費
						3職員手当等	146		
						4共済費	△ 23		
計	464,185	26,023	490,208	他	12	26,011			

款 2 総務費 項 8 監査委員費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 監査委員費	88,260	1,518	89,778		1,518	2給料	166	1監査委員事務費 人件費
						3職員手当等	1,181	
						4共済費	171	
計	88,260	1,518	89,778		1,518			
合計	20 ,263,071	△ 69,317	20 ,193,754	国 △ 12,001	△ 71,947			
				県 14,175				
				他 456				

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 社会福祉総 務費	3 ,357,834	△ 67,743	3 ,290,091	他 △ 14	△ 67,729	1報酬	2,175	△ 1社会福祉一般管理 費 人件費 2福祉奨学基金費 3保健福祉センター 運営費 4高齢者の保健介護 予防一体的実施事 業費 人件費
						2給料	△ 43,268	
						3職員手当等	△ 18,793	
						4共済費	△ 11,521	
						12委託料	2,500	
						24積立金	1,164	
2 障害者福祉 費	10 ,960,553	13,712	10 ,974,265	国 2,145 他 50	11,517	1報酬	7,477	1障害者福祉事務費 ・心身障害者福祉 推進事業費 ・自立支援給付事 務処理システム 事業費 2心身障害者福祉事 業費 ・心身障害者医療 費助成事業費 人件費 ・障害支援区分判 定審査会開催事 業費
						3職員手当等	645	
						4共済費	962	
						8旅費	338	
						12委託料	4,290	

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
								人件費 ・身体障害者福祉 事業費 人件費 8,961
3 老人福祉費	2 ,653,571	2,785	2 ,656,356		2,785	18負担金補助 及び交付金	2,785	1老人福祉施設運営 費 人件費 2,785
4 養護老人ホ ーム費	194,042	509	194,551		509	2給料 3職員手当等	35 474	1養護老人ホーム管 理運営費 人件費 509
5 国民年金費	66,118	△ 181	65,937	国 △ 181		1報酬 2給料 3職員手当等 4共済費	573 △ 569 439 △ 624	1基礎年金等事務費 人件費 △ 181
6 後期高齢者 医療費	7 ,041,069	271	7 ,041,340		271	27繰出金	271	1後期高齢者医療事 業特別会計繰出金 人件費 271
7 介護保険費	6 ,776,850	42,166	6 ,819,016		42,166	27繰出金	42,166	1介護保険事業特別 会計繰出金 (1) 人件費 32,487 (2) 事業費 9,679
8 国民健康保 険費	2 ,291,388	△ 10,836	2 ,280,552	国 △ 282 141	△ 11,259	27繰出金	△ 10,836	1国民健康保険事業 特別会計繰出金  (1) 人件費 △ 11,400 (2) 事業費 564
計	33 ,341,425	△ 19,317	33 ,322,108	国 2,246 141 36	△ 21,740			

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 児童福祉総 務費	3 , 469, 761	131, 293	3 , 601, 054	国 △ 1, 906 県 △ 1, 906 他 1, 063	134, 042	1報酬	12, 818	1児童福祉一般管理 費	76, 530
						2給料	29, 171	(1) 人件費	75, 530
						3職員手当等	19, 372	(2) 事業費	1, 000
						4共済費	15, 141	2子育てのための施 設等利用給付事業 費	3, 233
						8旅費	775	3私立保育所等補助 事業費	48, 977
						10需用費	1, 180	4児童健全育成事業 費	806
						11役務費	100	5子育て支援事業費 人件費	1, 747
						12委託料	500		
						17備品購入費	26		
						18負担金補助 及び交付金	20, 818		
22償還金利子 及び割引料	31, 392								
2 児童措置費	16 , 827, 049	116, 179	16 , 943, 228		116, 179	22償還金利子 及び割引料	116, 179	1私立保育所等管理 運営費	116, 179
3 母子福祉費	3 , 006, 851	330, 263	3 , 337, 114	県 23, 916 他 3, 514	302, 833	1報酬	539	1母子等福祉事業費 人件費	169
						3職員手当等	164	2こども医療費助成 事業費	329, 721
						4共済費	219	(1) 人件費	391
						8旅費	11	(2) 事業費	329, 330
						19扶助費	329, 330	3母子父子自立支援 相談員設置事業費 人件費	373

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
4 障害児福祉 費	1 ,740,644	183,990	1 ,924,634	国 81,705 県 40,852	61,433	19扶助費	163,411	1障害児通所給付事 業費 183,990
						22償還金利子 及び割引料	20,579	
5 保育所費	4 ,823,076	△ 201,010	4 ,622,066	国 3,329 県 3,329 他 △ 177	△ 207,491	1報酬	△ 22,328	△ 1市立保育所等管理 運営費 241,892 人件費 2特別保育事業費 人件費 8,405 3病児・病後児保育 事業費 25,706 (1) 人件費 △ 1,955 (2) 事業費 27,661 4医療的ケア児保育 事業費 6,771
						2給料	△ 117,539	
						3職員手当等	△ 29,667	
						4共済費	△ 57,648	
						8旅費	△ 8,260	
						18負担金補助 及び交付金	9,988	
						22償還金利子 及び割引料	24,444	
6 児童養護施 設費	228,456	△ 3,465	224,991		△ 3,465	2給料	△ 2,497	1児童養護施設事業 費 △ 3,465 人件費
						3職員手当等	△ 968	
7 児童館費	217,803	14,050	231,853		14,050	2給料	8,707	1児童館運営事業費 人件費 14,050
						3職員手当等	2,667	
						18負担金補助 及び交付金	2,676	
計	30 ,326,130	571,300	30 ,897,430	国 83,128 県 66,191 他 4,400	417,581			

款 3 民生費 項 3 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 生活保護総 務費	286,967	28,045	315,012	国 266 他 3,200	24,579	1報酬	273	1生活保護事務費 人件費 2福祉奨学事業費	24,845 3,200
						2給料	12,486		
						3職員手当等	8,000		
						4共済費	4,086		
						19扶助費	3,200		
計	5 ,241,297	28,045	5 ,269,342	国 266 他 3,200	24,579				

款 3 民生費 項 4 市民生活費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 市民生活総 務費	211,483	△ 1,536	209,947	他 5	△ 1,541	1報酬	242	1市民生活一般管理 費 人件費	△ 1,536
						2給料	△ 2,438		
						3職員手当等	1,373		
						4共済費	△ 713		
計	241,714	△ 1,536	240,178	他 5	△ 1,541				

款 3 民生費 項 5 青少年女性費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 青少年女性 費	90,344	△ 12,340	78,004	他 3	△ 12,343	1報酬	73	1青少年女性一般管 理費 人件費	△ 12,340
						2給料	△ 6,910		
						3職員手当等	△ 3,576		

款 3 民生費 項 5 青少年女性費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						4共済費	△ 1,927	
計	90,344	△ 12,340	78,004	他 3	△ 12,343			
合計	69 ,255,968	566,152	69 ,822,120	国 85,640 県 66,332 他 7,644	406,536			

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 保健衛生総 務費	856,121	△ 102,379	753,742		△ 102,379	1報酬	9,428	1保健衛生一般管理 費 人件費  △ 102,379
						2給料	△ 63,014	
						3職員手当等	△ 27,525	
						4共済費	△ 21,575	
						8旅費	307	
2 母子保健事 業費	1 ,029,237	△ 25,201	1 ,004,036	他 25	△ 25,226	1報酬	106	1母子保健一般管理 費 人件費 2産後ケア応援室事 業費 人件費 3切れ目ない子育て 支援体制構築事業 費 人件費 4出産・子育て応援 事業費 人件費 △ 2,706
						2給料	△ 13,564	
						3職員手当等	△ 6,737	
						4共済費	△ 4,676	
						8旅費	△ 330	
5 予防費	2 ,487,898	△ 1,377	2 ,486,521		△ 1,377	3職員手当等	△ 1,377	1感染症事業費 人件費 △ 1,377
7 衛生検査費	57,346	868	58,214		868	1報酬	668	1予防衛生検査費 人件費 345

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						3職員手当等	183	2狂犬病予防費 人件費 523
						4共済費	17	
9 看護専門学校費	171,669	1,196	172,865		1,196	1報酬	246	1管理運営事務費 人件費 1,196
						2給料	248	
						3職員手当等	638	
						4共済費	64	
計	6 ,745,118	△ 126,893	6 ,618,225	他 25	△ 126,918			

款 4 衛生費 項 2 環境衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 環境衛生総 務費	1 ,948,173	33,697	1 ,981,870	他 14	33,683	1報酬	△ 1,117	1環境衛生一般管理 費 33,697 (1) 人件費 28,927 (2) 事業費 4,770
						2給料	11,188	
						3職員手当等	13,880	
						4共済費	4,616	
						8旅費	△ 426	
						10需用費	4,770	
						18負担金補助 及び交付金	786	
3 不燃焼物処 理費	514,432	1,644	516,076		1,644	1報酬	240	1最終処分場維持管 理費 1,644 (1) 人件費 313 (2) 事業費 1,331
						3職員手当等	65	
						4共済費	8	

款 4 衛生費 項 2 環境衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						10需用費	1,331	
4 し尿処理費	539,486	199	539,685		199	1報酬	146	1つばき園費 人件費 199
						3職員手当等	49	
						4共済費	4	
5 生活環境費	399,489	4,292	403,781	他 4	4,288	1報酬	139	1斎場管理費 4,292 (1) 人件費 246 (2) 事業費 4,046
						2給料	14	
						3職員手当等	92	
						4共済費	1	
						10需用費	4,046	
計	4 ,810,315	39,832	4 ,850,147	他 18	39,814			
合計	11 ,555,433	△ 87,061	11 ,468,372	他 43	△ 87,104			

款 5 労働費 項 1 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 労働諸費	609,562	2,769	612,331		2,769	1報酬	256	1労政事務費 2,431 人件費
						2給料	833	2職業訓練センター 運営費 338 人件費
						3職員手当等	1,326	
						4共済費	354	
計	612,560	2,769	615,329		2,769			

款 6 農林水産業費 項 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 農業委員会 費	106,589	16,896	123,485	他 1	16,895	1報酬	253	1農業委員会運営事 務費 人件費 2農業者年金基金業 務受託事業費 人件費	16,805 91
						2給料	6,975		
						3職員手当等	7,059		
						4共済費	2,609		
2 農業総務費	331,579	5,893	337,472	他 29	5,864	1報酬	3,502	1農業総務一般管理 費 人件費	5,893
						2給料	953		
						3職員手当等	506		
						4共済費	862		
						8旅費	70		
3 農業振興費	832,698	3,748	836,446	県 他 907 2,387	454	18負担金補助 及び交付金	1,361	1担い手総合支援事 業費 2集落営農促進対策 事業費	2,387 1,361
						22償還金利子 及び割引料	2,387		
5 農業技術特 産振興費	104,813	2,440	107,253	他 5	2,435	1報酬	516	1営農サポートセン ター管理運営費 人件費	2,440
						2給料	202		
						3職員手当等	1,427		
						4共済費	295		
6 山村振興費	331,711	10,500	342,211		10,500	12委託料	10,500	1山村振興対策事業 費	10,500
7 公設地方卸 売市場費	453,554	4,680	458,234		4,680	27繰出金	4,680	1公設地方卸売市場 事業特別会計繰出 金 人件費	4,680

款 6 農林水産業費 項 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	2 , 190, 081	44, 157	2 , 234, 238	県 907 他 2, 422	40, 828			

款 6 農林水産業費 項 2 農地費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 農地総務費	176, 210	28, 203	204, 413		28, 203	2給料	14, 115	1農地事務費 人件費 28, 203
						3職員手当等	8, 888	
						4共済費	5, 200	
2 土地改良費	1 , 190, 121	15, 470	1 , 205, 591	債 10, 500 他 8	4, 962	1報酬	910	1小規模土地改良事 業費補助金 (1) 人件費 1, 323 (2) 事業費 14, 147
						3職員手当等	203	
						4共済費	179	
						8旅費	31	
						18負担金補助 及び交付金	14, 147	
4 農業集落排 水費	1 , 007, 488	1, 165	1 , 008, 653		1, 165	27繰出金	1, 165	1農業集落排水事業 特別会計繰出金 人件費 1, 165
計	2 , 380, 512	44, 838	2 , 425, 350	債 10, 500 他 8	34, 330			

款 6 農林水産業費 項 3 林業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 林業総務費	124, 303	△ 5, 192	119, 111	他 9	△ 5, 201	1報酬	1, 347	1林業事務費 人件費 △ 5, 192
						2給料	△ 3, 277	
						3職員手当等	△ 2, 513	

款 6 農林水産業費 項 3 林業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						4共済費	△ 851	
						8旅費	102	
計	1 , 195, 418	△ 5, 192	1 , 190, 226	他 9	△ 5, 201			
合計	6 , 016, 134	83, 803	6 , 099, 937	県 債 他 907 10, 500 2, 439	69, 957			

款 7 商工費 項 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 商工総務費	594, 727	35, 330	630, 057	他 5, 000	30, 330	1報酬	1, 011	1商工一般管理事務 費 人件費 2商工業・デザイン 振興事業基金費	
						2給料	13, 252		5, 000
						3職員手当等	10, 808		
						4共済費	5, 201		
						8旅費	58		
						24積立金	5, 000		
4 工業振興費	175, 558	△ 4, 990	170, 568		△ 4, 990	2給料	△ 3, 693	1中小企業育成事業 費 人件費	
						3職員手当等	△ 1, 297		△ 4, 990
7 物産振興費	59, 203	540	59, 743		540	18負担金補助 及び交付金	540	1岩瀬カナル会館事 業費 人件費	
8 観光振興費	1 , 362, 368	9, 006	1 , 371, 374		9, 006	12委託料	2, 475	1観光客誘致宣伝費 人件費	
						18負担金補助 及び交付金	6, 531	2観光施設費 3立山山麓活性化事 業費 人件費	

款 7 商工費 項 1 商工費 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	4 , 455, 912	39, 886	4 , 495, 798	他 5, 000	34, 886			

款 8 土木費 項 1 土木管理費 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 土木総務費	697, 032	△ 7, 996	689, 036		△ 7, 996	2給料	△ 6, 034	1土木一般管理費 人件費 △ 7, 996
						3職員手当等	△ 129	
						4共済費	△ 1, 833	
計	697, 032	△ 7, 996	689, 036		△ 7, 996			

款 8 土木費 項 2 道路橋りょう費 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 道路橋りょう 総務費	171, 640	9, 852	181, 492		9, 852	2給料	4, 961	1道路橋りょう一般 管理費 人件費 9, 852
						3職員手当等	3, 496	
						4共済費	1, 395	
2 道路維持費	3 , 018, 409	△ 4, 146	3 , 014, 263	他 16	△ 4, 162	1報酬	521	1道路維持管理費 人件費 △ 2, 727 2雪対策事業費 人件費 △ 1, 419
						2給料	△ 1, 407	
						3職員手当等	△ 2, 646	
						4共済費	△ 662	
						8旅費	48	
4 橋りょう維 持費	1 , 433, 936	1, 610	1 , 435, 546		1, 610	2給料	431	1橋りょう維持補修 事業費 人件費 1, 610
						3職員手当等	979	

款 8 土木費 項 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						4共済費	200	
計	5 , 895, 235	7, 316	5 , 902, 551	他 16	7, 300			

款 8 土木費 項 5 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 都市計画総 務費		11, 366	927, 456		11, 366	1報酬	14	1都市計画管理費 人件費 11, 366
						2給料	1, 899	
						3職員手当等	7, 973	
						4共済費	1, 480	
4 公園費	2 , 245, 159	△ 4, 580	2 , 240, 579	他 2	△ 4, 582	1報酬	118	1公園管理費 人件費 △ 9, 995 2ファミリーパーク 費 5, 415 人件費
						2給料	△ 5, 022	
						3職員手当等	△ 3, 085	
						4共済費	△ 2, 073	
						18負担金補助 及び交付金	5, 482	
6 都市再生費	2 , 174, 420	649	2 , 175, 069	他 3	646	1報酬	510	1富山駅周辺整備事 業費 649 ・富山駅周辺地区 南北一体的なま ちづくり事業費 人件費
						3職員手当等	4	
						4共済費	97	
						8旅費	38	
7 公共交通対 策費	1 , 846, 623	386	1 , 847, 009		386	1報酬	3, 097	1生活交通対策事業 費 386 人件費
						2給料	△ 2, 643	

款 8 土木費 項 5 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						3職員手当等	507	
						4共済費	△ 746	
						8旅費	171	
計	14 ,028,066	7,821	14 ,035,887	他 5	7,816			
合計	22 ,029,571	7,141	22 ,036,712	他 21	7,120			

款 9 消防費 項 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 常備消防費	3 ,853,840	26,232	3 ,880,072		26,232	1報酬	102	1一般事務費 人件費 26,232
						2給料	1,824	
						3職員手当等	16,635	
						4共済費	7,671	
計	4 ,823,809	26,232	4 ,850,041		26,232			

款10 教育費 項 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 事務局費	1 ,489,165	△ 73,899	1 ,415,266	他 △ 20	△ 73,879	1報酬	△ 4,889	1事務局一般管理費 人件費 △ 73,899
						2給料	△ 34,238	
						3職員手当等	△ 19,411	
						4共済費	△ 15,018	
						8旅費	△ 343	

款10 教育費 項 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
4 教育指導費	475,312	15,436	490,748	他 85	15,351	1報酬	10,772	1学校図書館充実事 業費 人件費 2スクールサポータ ー配置事業費 人件費	
						3職員手当等	3,581		7,225 8,211
						4共済費	1,083		
5 教育センター 費	148,996	1,976	150,972	他 7	1,969	1報酬	1,199	1教育センター管理 運営事務費 人件費	
						2給料	366		1,976
						3職員手当等	577		
						4共済費	△ 166		
計	2 ,230,437	△ 56,487	2 ,173,950	他 72	△ 56,559				

款10 教育費 項 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 学校管理費	3 ,332,636	116,687	3 ,449,323	債 4,300 他 78	112,309	1報酬	15,574	1総務学校管理事務 費 (1) 人件費 (2) 事業費 2統合校の新設事業 費	
						2給料	10,600		111,904 37,013 74,891 4,783
						3職員手当等	7,922		
						4共済費	4,462		
						8旅費	△ 1,545		
						10需用費	74,891		
						16公有財産購 入費	4,783		
計	5 ,103,715	116,687	5 ,220,402	債 4,300 他 78	112,309				

款10 教育費 項 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 学校管理費	1 ,088,853	54,150	1 ,143,003	他 49	54,101	1報酬	9,631	1総務学校管理事務 費 (1) 人件費 (2) 事業費	54,150 17,362 36,788
						2給料	4,021		
						3職員手当等	2,160		
						4共済費	2,662		
						8旅費	△ 1,112		
						10需用費	36,788		
4 給食センター費	448,901	11,758	460,659	他 △ 37	11,795	1報酬	△ 5,314	1給食センター管理 事務費 人件費	11,758
						2給料	9,687		
						3職員手当等	5,275		
						4共済費	2,110		
計	3 ,330,585	65,908	3 ,396,493	他 12	65,896				

款10 教育費 項 4 幼稚園費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 幼稚園費	165,146	△ 13,641	151,505	他 △ 3	△ 13,638	1報酬	320	1総務事務費 人件費	△ 13,641
						2給料	△ 7,417		
						3職員手当等	△ 3,782		
						4共済費	△ 2,603		
						8旅費	△ 159		
計	165,146	△ 13,641	151,505	他 △ 3	△ 13,638				

款10 教育費 項 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 社会教育総 務費	206,839	22,957	229,796	他 4	22,953	1報酬	89	1一般管理事務費 人件費 22,957
						2給料	10,187	
						3職員手当等	9,003	
						4共済費	3,678	
2 文化費	191,810	1,279	193,089	他 12	1,267	1報酬	966	1猪谷関所館管理運 営費 人件費 1,279
						3職員手当等	149	
						4共済費	164	
3 公民館費	469,997	31,730	501,727	他 117	31,613	1報酬	28,946	1管理運営事務費 人件費 31,730
						3職員手当等	2,784	
4 郷土博物館 費	108,403	3,627	112,030	他 37	3,590	1報酬	2,121	1管理運営事務費 人件費 3,627
						2給料	419	
						3職員手当等	811	
						4共済費	276	
5 民俗民芸村 費	144,824	12,004	156,828		12,004	1報酬	635	1管理運営事務費 人件費 12,004
						2給料	5,043	
						3職員手当等	4,620	
						4共済費	1,706	
6 図書館費	790,465	15,079	805,544	他 122	14,957	1報酬	7,995	1管理運営事務費 人件費 15,079

款10 教育費 項 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						2給料	1,459	
						3職員手当等	4,687	
						4共済費	768	
						8旅費	170	
7 科学博物館 費	238,132	6,971	245,103	他 18	6,953	1報酬	2,626	1管理運営事務費 人件費 6,971
						2給料	1,260	
						3職員手当等	2,184	
						4共済費	774	
						8旅費	127	
8 市民学習セ ンター費	186,343	1,817	188,160	他 27	1,790	1報酬	1,068	1管理運営事務費 人件費 1,817
						2給料	132	
						3職員手当等	468	
						4共済費	77	
						8旅費	72	
計	2 ,336,813	95,464	2 ,432,277	他 337	95,127			
合計	13 ,166,696	207,931	13 ,374,627	債 4,300 他 496	203,135			

# 給 与 費 明 細 書

## 1 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 〔年間支給率 (月分)〕	地域手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	3		34,332	14,105 (3.40)		134	48,571	7,224	55,795	通勤手当 134
	議 員	35	253,920		104,319 (3.40)			358,239	79,380	437,619	
	その他の 特別職	85	37,537	24,300	9,985 (3.40)		261	72,083	6,135	78,218	通勤手当 261
	計	123	291,457	58,632	128,409		395	478,893	92,739	571,632	通勤手当 395
補 正 前	長 等	3		34,332	13,690 (3.30)		134	48,156	7,254	55,410	通勤手当 134
	議 員	36	261,120		104,122 (3.30)			365,242	81,648	446,890	
	その他の 特別職	85	37,537	24,300	9,691 (3.30)		260	71,788	6,162	77,950	通勤手当 260
	計	124	298,657	58,632	127,503		394	485,186	95,064	580,250	通勤手当 394
比 較	長 等				415			415	△ 30	385	
	議 員	△ 1	△ 7,200		197			△ 7,003	△ 2,268	△ 9,271	
	その他の 特別職				294		1	295	△ 27	268	通勤手当 1
	計	△ 1	△ 7,200		906		1	△ 6,293	△ 2,325	△ 8,618	通勤手当 1

2 一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(25) 2,957		10,982,486	7,349,195	18,331,681	3,577,532	21,909,213	
補正前	(29) 3,032		11,262,530	7,331,817	18,594,347	3,626,426	22,220,773	
比 較	(△ 4) △ 75		△ 280,044	17,378	△ 262,666	△ 48,894	△ 311,560	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員数で外教

職員手当 の 内 訳	区 分	管 理 職 当 手 当 (千円)	初任給 調 整 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補正後	344,984	4,469	271,706	351,067	154,505	237,640		94,309
	補正前	314,322	8,442	267,985	359,621	153,149	250,972		100,803
	比 較	30,662	△ 3,973	3,721	△ 8,554	1,356	△ 13,332		△ 6,494
	区 分	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	830,813	185,586	66	748	2,499,010	2,092,945	2,362	278,985
	補正前	848,274	185,575	66	600	2,483,920	2,076,882	2,221	278,985
比 較	△ 17,461	11		148	15,090	16,063	141		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 280,044	給与改定に伴う増減分 113,902		
		昇給に伴う増加分 0		
		その他の増減分 △ 393,946		
職員手当	17,378	制度改正に伴う増減分 101,872	期末・勤勉手当 101,872	支給割合の引上げ
		その他の増減分 △ 84,494		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一般職	技能職	消防職	教育職	医療職
令和5年10月1日現在	平均給料月額(円)	318,382	282,657	318,353	454,300	556,625
	平均年齢(歳)	40.7	48.7	38.11	53.10	57.3
令和4年10月1日現在	平均給料月額(円)	311,847	282,952	312,591	449,400	529,420
	平均年齢(歳)	40.1	48.2	38.9	52.10	52.10

イ 初任給

区 分	一般職 (円)	技能職 (円)	消防職 (円)	教育職 (円)	医療職 (円)
高 校 卒	170,900	169,000	194,900		
大 学 卒	202,400		231,400	217,900	288,100

ウ 級 別 職 員 数

区 分		一 般 職		技 能 職		消 防 職		教 育 職		医 療 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年10月1日現在	10級										
	9級	11	0.5			2	0.4				
	8級	9	0.4			6	1.3				
	7級	75	3.6			14	3.0				
	6級	317	15.0			7	1.5				
	5級	199	9.4			29	6.3	1	33.3		
	4級	375	17.8	208	63.2	(7) 70	(87.5) 15.1	1	33.3	3	75.0
	3級	(9) 569	(100.0) 27.0	(8) 62	(100.0) 18.9	(1) 140	(12.5) 30.2	1	33.4	1	25.0
	2級	267	12.7	10	3.0	59	12.8				
	1級	287	13.6	49	14.9	136	29.4				
	計	(9) 2,109	(100.0) 100.0	(8) 329	(100.0) 100.0	(8) 463	(100.0) 100.0	3	100.0	4	100.0
令和4年10月1日現在	10級					1	0.2				
	9級	11	0.5								
	8級	11	0.5			4	0.9				
	7級	61	2.8			17	3.6				
	6級	312	14.6			8	1.7				
	5級	201	9.4			28	6.0	1	33.3		
	4級	378	17.6	215	64.2	(8) 65	(88.9) 13.9	1	33.3	3	60.0
	3級	(17) 567	(100.0) 26.5	(16) 65	(100.0) 19.4	(1) 142	(11.1) 30.5	1	33.4	1	20.0
	2級	291	13.6	10	3.0	60	12.9			1	20.0
	1級	311	14.5	45	13.4	141	30.3				
	計	(17) 2,143	(100.0) 100.0	(16) 335	(100.0) 100.0	(9) 466	(100.0) 100.0	3	100.0	5	100.0

※ ( ) 内は、短時間勤務職員で外数

エ 期 末 手 当 ・ 勤 勉 手 当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
補 正 後	(1.15)	(1.2)	(2.35)	有	
	2.2	2.3	4.5		
補 正 前	(1.15)	(1.15)	(2.3)	有	
	2.2	2.2	4.4		
国 の 制 度	(1.15)	(1.2)	(2.35)	有	
	2.2	2.3	4.5		

※ ( ) 内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の標準的な支給率

オ 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	退職手当の調整額 (0円～65,000円)×60月 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	退職手当の調整額 (0円～95,400円)×60月 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	

カ 地 域 手 当

支 給 対 象 地 域	富 山 市 内 (医療職給料表適用者を除く)	富 山 市 内 (医療職給料表適用者)
支 給 率 (%)	3	16
支給対象職員数 (人)	2,978	4
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	3	16

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一 般 職	技 能 職
給料総額に対する比率 (%)	0.9	0.3	2.6
支給対象職員の比率 (令和5年10月1日現在) (%)	35.8	24.9	36.5
代表的な特殊勤務手当の名称	清掃業務手当、介護・保育等業務手当、消防業務手当		

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額 月額 5,200円
住居手当	異なる	借家・借間居住者基礎控除額 12,000円
通勤手当	異なる	交通用具使用者 月額 2,600円～24,200円

3 一 般 職 (会計年度任用職員)

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,658)	2,549,140		490,371	3,039,511	448,527	3,488,038	
補 正 前	(1,595)	2,423,902		471,078	2,894,980	461,989	3,356,969	
比 較	(63)	125,238		19,293	144,531	△ 13,462	131,069	

※ ( ) 内は、第1号会計年度任用職員数で外数

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)
	補 正 後	490,371
	補 正 前	471,078
	比 較	19,293

(2) 報酬及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
報 酬	125,238	その他の増減分 125,238	報酬 125,238	
職 員 手 当	19,293	その他の増減分 19,293	期末手当 19,293	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の補正

当該年度提出に係る分（追加）

（単位 千円）

事 項	限度額	4年度末までの 支出（見込）額		5年度以降の 支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
富山市大沢野総合運動公園野球場、富山市大沢野総合運動公園陸上競技場、富山市大沢野グラウンド、富山市西大沢運動広場管理運営費（令和5年度分）	42,416			令和6年度～令和7年度	42,416	他 1,030	41,386
富山市総合体育館Rコンセッション事業費（令和5年度分）	8,093,436			令和6年度～令和21年度	8,093,436	国債 1,000,000 3,062,100 他 649,000	3,382,336
富山市芸術文化ホール特定天井改修・大規模改修設計業務委託費（令和5年度分）	350,000			令和5年度～令和6年度	350,000	債 204,800	145,200
ひとり親家庭学習支援事業業務委託費（令和5年度分）	18,000			令和6年度～令和8年度	18,000	国 9,000	9,000
塵芥収集車購入費（令和5年度分）	16,831			令和5年度～令和7年度	16,831	債 11,000	5,831
富山市猿倉山森林公園管理運営費（令和5年度分）	95,700			令和6年度～令和10年度	95,700	他 700	95,000
リフレッシュ事業費（令和5年度分）	61,500			令和5年度～令和6年度	61,500	国債 10,000 50,500	1,000
市道整備事業費（令和5年度分）	170,900			令和5年度～令和6年度	170,900	国債 47,000 111,500	12,400
浸水対策事業費（令和5年度分）	19,000			令和5年度～令和6年度	19,000	国債 9,500 8,500	1,000

(単位 千円)

事 項	限度額	4年度末までの 支出（見込）額		5年度以降の 支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
大沢野中央公園、 大沢野中学校跡地 公園、大沢野総合 運動公園、春日健 康ふれあい公園管 理運営費 (令和5年度分)	48,120			令和6年度 ～ 令和7年度	48,120		48,120
熊野小学校仮設校 舎借上料 (令和5年度分)	380,000			令和5年度 ～ 令和12年度	380,000		380,000

地方債の現在高の見込みに関する調書の補正

(単位 千円)

区 分	5年度中増減見込み			5年度末現在高見込額		
	5年度中起債見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
	補正前の額	補正額	補正後の額			
1 普通債	10,108,200	14,800	10,123,000	149,486,471	14,800	149,501,271
(2)農林水産	1,127,400	10,500	1,137,900	6,138,123	10,500	6,148,623
(3)教 育	2,228,200	4,300	2,232,500	46,233,906	4,300	46,238,206
合 計	12,921,700	14,800	12,936,500	230,382,954	14,800	230,397,754



# 後期高齢者医療事業特別会計



議案第 1 2 4 号

令和 5 年度富山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度富山市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 5 3 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2, 2 6 5, 1 9 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		7,041,069	271	7,041,340
	1 一般会計繰入金	7,041,069	271	7,041,340
3 諸収入		24,295	2,264	26,559
	2 償還金及び還付加算金	15,100	2,264	17,364
歳入合計		12,262,661	2,535	12,265,196

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		144,586	271	144,857
	1 総務管理費	123,649	271	123,920
3 諸支出金		15,100	2,264	17,364
	1 償還金及び還付加算金	15,100	2,264	17,364
歳 出 合 計		12,262,661	2,535	12,265,196

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 歳 入

款 2 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 事務費繰入 金	427,862	271	428,133	1事務費繰入 金	271	1事務費繰入金 271
計	7 ,041,069	271	7 ,041,340			

款 3 諸収入 項 2 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 保険料還付 金	15,000	2,264	17,264	1保険料還付 金	2,264	1保険料還付金 2,264
計	15,100	2,264	17,364			
合計	24,295	2,264	26,559			

## 2 歳 出

### 款 1 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	123,649	271	123,920	他 271		2給料	△ 828	1一般管理費 人件費 271
						3職員手当等	1,214	
						4共済費	△ 115	
計	123,649	271	123,920	他 271				
合計	144,586	271	144,857	他 271				

### 款 3 諸支出金 項 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 保険料還付 金	15,000	2,264	17,264	他 2,264		22償還金利子 及び割引料	2,264	1保険料還付金 2,264
計	15,100	2,264	17,364	他 2,264				

## 給 与 費 明 細 書

### 一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

#### (1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	5		14,859	10,554	25,413	4,944	30,357	
補正前	5		15,687	9,055	24,742	5,059	29,801	
比 較			△ 828	1,499	671	△ 115	556	

職員手当 の内訳	区 分	管 理 職 当 手 (千円)	初任給 調 整 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補正後			130	450		483		11
	補正前			360	482	300	693		11
	比 較			△ 230	△ 32	△ 300	△ 210		
職員手当 の内訳	区 分	超 過 勤 務 当 手 (千円)	休 日 給 (千円)	宿 日 直 当 手 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 当 手 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	3,457				3,279	2,744		
	補正前	940				3,419	2,850		
	比 較	2,517				△ 140	△ 106		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 828	給与改定に伴う増減分 330		
		昇給に伴う増加分 0		
		その他の増減分 △ 1,158		
職員手当	1,499	制度改正に伴う増減分 134	期末・勤勉手当 134	支給割合の引上げ
		その他の増減分 1,365		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一 般 職
令和5年10月1日現在	平均給料月額(円)	251,840
	平均年齢(歳)	34.1
令和4年10月1日現在	平均給料月額(円)	255,380
	平均年齢(歳)	34.9

イ 級別職員数

区 分		一 般 職		区 分		一 般 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)			職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年10月1日現在	9級			令和4年10月1日現在	9級		
	8級				8級		
	7級				7級		
	6級				6級		
	5級				5級		
	4級				4級	1	20.0
	3級	2	40.0		3級	1	20.0
	2級				2級		
	1級	3	60.0		1級	3	60.0
計	5	100.0	計	5	100.0		

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2月 (月分)			
補正後	2.2	2.3	4.5	有	
補正前	2.2	2.2	4.4	有	
国の制度	2.2	2.3	4.5	有	

エ 地域手当

支給対象地域	富山市内
支給率 (%)	3
支給対象職員数 (人)	5
国の指定基準に基づく支給率 (%)	3

オ 特殊勤務手当

区分	一般職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (令和5年10月1日現在) (%)	0.0
代表的な特殊勤務手当の名称	市税等賦課・徴収手当

カ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額 月額 5,200円
住居手当	異なる	借家・借間居住者基礎控除額 12,000円
通勤手当	異なる	交通用具使用者 月額 2,600円～24,200円



# 介護保険事業特別会計



議案第125号

令和5年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度富山市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,005千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,206,204千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		10,094,502	8,774	10,103,276
	2 国庫補助金	2,342,755	8,774	2,351,529
7 繰入金		7,176,996	42,166	7,219,162
	1 一般会計繰入金	6,776,850	42,166	6,819,016
8 諸収入		18,192	65	18,257
	4 雑入	3,189	65	3,254
歳入合計		46,155,199	51,005	46,206,204

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		767,757	51,005	818,762
	1 総務管理費	324,764	50,461	375,225
	2 徴収費	37,210	544	37,754
歳 出 合 計		46,155,199	51,005	46,206,204

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 歳 入

款 3 国庫支出金 項 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
3 介護保険事 業費補助金		8,774	8,774	1介護保険事 業費補助金	8,774	1介護保険事業費補助金 8,774
計	2 ,342,755	8,774	2 ,351,529			
合計	10 ,094,502	8,774	10 ,103,276			

款 7 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
4 その他一般 会計繰入金	765,845	42,166	808,011	1職員給与費 等繰入金	21,935	1職員給与費等繰入金 21,935
				2事務費繰入 金	20,231	1事務費繰入金 20,231
計	6 ,776,850	42,166	6 ,819,016			
合計	7 ,176,996	42,166	7 ,219,162			

款 8 諸収入 項 4 雑入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 雑入	3,189	65	3,254	1雑入	65	1雇用保険料戻入金 65
計	3,189	65	3,254			
合計	18,192	65	18,257			

## 2 歳 出

### 款 1 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 一般管理費	324,764	50,461	375,225	国 8,774 他 41,687		1報酬	7,046	1一般管理事務費 人件費 2給付サービス事務 費 3介護保険事務処理 システム事業費	31,690 318 18,453
						2給料	9,111		
						3職員手当等	10,846		
						4共済費	4,776		
						8旅費	229		
						12委託料	16,198		
						13使用料及び 賃借料	2,255		
計	324,764	50,461	375,225	国 8,774 他 41,687					

### 款 1 総務費 項 2 徴収費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 賦課徴収費	37,210	544	37,754	他 544		1報酬	409	1賦課徴収事務費 人件費	544
						3職員手当等	106		
						4共済費	29		
計	37,210	544	37,754	他 544					
合計	767,757	51,005	818,762	国 8,774 他 42,231					

## 給 与 費 明 細 書

### 1 一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

#### (1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	41		144,490	92,328	236,818	46,416	283,234	
補正前	38		135,379	83,027	218,406	43,013	261,419	
比 較	3		9,111	9,301	18,412	3,403	21,815	

職員手当 の内訳	区 分	管 理 職 当 手 (千円)	初任給 調 整 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補正後	2,692		952	4,445	2,411	4,262		
	補正前	1,396		1,398	4,147	1,548	3,835		
	比 較	1,296		△ 446	298	863	427		
職員手当 の内訳	区 分	超 過 勤 務 当 手 (千円)	休 日 給 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 当 手 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	19,000	11		3	32,127	26,425		
	補正前	16,000	200			29,729	24,774		
	比 較	3,000	△ 189		3	2,398	1,651		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考	
給 料	9,111	給与改定に伴う増減分	2,101		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	7,010		
職員手当	9,301	制度改正に伴う増減分	1,313	期末・勤勉手当	1,313 支給割合の引上げ
		その他の増減分	7,988		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一 般 職
令和5年10月1日現在	平均給料月額(円)	296,607
	平均年齢(歳)	36.3
令和4年10月1日現在	平均給料月額(円)	287,289
	平均年齢(歳)	35.7

イ 級別職員数

区 分		一 般 職		区 分		一 般 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)			職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年10月1日現在	9級			令和4年10月1日現在	9級		
	8級				8級		
	7級				7級		
	6級	4	9.8		6級	2	5.3
	5級	5	12.2		5級	4	10.5
	4級	6	14.6		4級	6	15.8
	3級	12	29.3		3級	13	34.2
	2級	3	7.3		2級	2	5.3
	1級	11	26.8		1級	11	28.9
計	41	100.0	計	38	100.0		

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2月 (月分)			
補正後	2.2	2.3	4.5	有	
補正前	2.2	2.2	4.4	有	
国の制度	2.2	2.3	4.5	有	

エ 地域手当

支給対象地域	富山市内
支給率 (%)	3
支給対象職員数 (人)	41
国の指定基準に基づく支給率 (%)	3

オ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額 月額 5,200円
住居手当	異なる	借家・借間居住者基礎控除額 12,000円
通勤手当	異なる	交通用具使用者 月額 2,600円～24,200円

2 一 般 職 (会計年度任用職員)

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(21)	44,685		9,085	53,770	8,538	62,308	
補 正 前	(21)	37,230		7,554	44,784	7,136	51,920	
比 較		7,455		1,531	8,986	1,402	10,388	

※ ( ) 内は、第1号会計年度任用職員数で外数

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)
	補 正 後	9,085
	補 正 前	7,554
	比 較	1,531

(2) 報酬及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
報 酬	7,455	その他の増減分	7,455	報酬 7,455
職 員 手 当	1,531	その他の増減分	1,531	期末手当 1,531

# 国民健康保険事業特別会計



議案第 1 2 6 号

令和 5 年度富山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）  
令和 5 年度富山市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 0 , 6 0 7 千円  
を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 2 , 0 8 4 ,  
8 6 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに  
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」に  
よる。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		5,654,977	229	5,655,206
	1 国民健康保険料	5,654,977	229	5,655,206
5 繰入金		2,550,911	△ 10,836	2,540,075
	1 一般会計繰入金	2,291,388	△ 10,836	2,280,552
歳入合計		32,095,468	△ 10,607	32,084,861

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		432,944	△ 10,607	422,337
	1 総務管理費	364,311	△ 11,400	352,911
	4 特別対策事業費	64,541	793	65,334
歳 出 合 計		32,095,468	△ 10,607	32,084,861

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 歳 入

款 1 国民健康保険料 項 1 国民健康保険料

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般被保険 者国民健康 保険料	5 653,856	229	5 654,085	1医療給付費 分現年度賦 課分	229	1現年度分  229
計	5 654,977	229	5 655,206			

款 5 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰 入金	2 291,388	△ 10,836	2 280,552	3職員給与費 等繰入金	△ 11,400	△ 1職員給与費等繰入金 11,400
				7産前産後保 険料繰入金	564	1産前産後保険料繰入金 564
計	2 291,388	△ 10,836	2 280,552			
合計	2 550,911	△ 10,836	2 540,075			

## 2 歳 出

### 款 1 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	360,800	△ 11,400	349,400	他 △ 11,400		1報酬	2,271	1一般管理費 人件費 △ 11,400
						2給料	△ 8,708	
						3職員手当等	△ 1,753	
						4共済費	△ 3,210	
計	364,311	△ 11,400	352,911	他 △ 11,400				

### 款 1 総務費 項 4 特別対策事業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 保険料収納 率向上特別 対策事業費	34,393	624	35,017	他 624		1報酬	624	1保険料収納率向上 特別対策事業費 人件費 624
2 医療費適正 化特別対策 事業費	30,148	169	30,317	他 169		1報酬	134	1医療費適正化特別 対策事業費 人件費 169
						3職員手当等	35	
計	64,541	793	65,334	他 793				
合計	432,944	△ 10,607	422,337	他 △ 10,607				

## 給 与 費 明 細 書

### 1 一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

#### (1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1) 23		82,343	47,880	130,223	26,014	156,237	
補正前	(1) 25		91,051	49,854	140,905	29,468	170,373	
比 較	△ 2		△ 8,708	△ 1,974	△ 10,682	△ 3,454	△ 14,136	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員数で外数

職員手当 の内訳	区 分	管 理 職 当 手 (千円)	初任給 調 整 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補正後	850		1,059	2,529	315	1,952		44
	補正前	1,396		1,059	2,806	1,536	2,033		44
	比 較	△ 546			△ 277	△ 1,221	△ 81		
職員手当 の内訳	区 分	超過勤務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管理職員 特別勤務 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	退職手当 (千円)
	補正後	7,273				18,287	15,571		
	補正前	4,686				19,817	16,477		
	比 較	2,587				△ 1,530	△ 906		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 8,708	給与改定に伴う増減分 1,113		
		昇給に伴う増加分 0		
		その他の増減分 △ 9,821		
職員手当	△ 1,974	制度改正に伴う増減分 706	期末・勤勉手当 706	支給割合の引上げ
		その他の増減分 △ 2,680		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一 般 職
令和5年10月1日現在	平均給料月額(円)	297,374
	平均年齢(歳)	37.5
令和4年10月1日現在	平均給料月額(円)	287,756
	平均年齢(歳)	36.7

イ 級 別 職 員 数

区 分		一 般 職		区 分		一 般 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)			職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年10月1日現在	9級			令和4年10月1日現在	9級		
	8級				8級		
	7級	1	4.3		7級		
	6級				6級	2	8.0
	5級	4	17.4		5級	4	16.0
	4級	3	13.1		4級	2	8.0
	3級	(1) 7	(100.0) 30.4		3級	(1) 8	(100.0) 32.0
	2級	3	13.1		2級	2	8.0
	1級	5	21.7		1級	7	28.0
計	(1) 23	(100.0) 100.0	計	(1) 25	(100.0) 100.0		

※ ( ) 内は、短時間勤務職員で外数

ウ 期 末 手 当 ・ 勤 勉 手 当

区 分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
補 正 後	(1.15)	(1.2)	(2.35)	有	
	2.2	2.3	4.5		
補 正 前	(1.15)	(1.15)	(2.3)	有	
	2.2	2.2	4.4		
国 の 制 度	(1.15)	(1.2)	(2.35)	有	
	2.2	2.3	4.5		

※ ( ) 内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の標準的な支給率

エ 地域手当

支給対象地域	富山市内
支給率 (%)	3
支給対象職員数 (人)	24
国の指定基準に基づく支給率 (%)	3

オ 特殊勤務手当

区 分	一般職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (令和5年10月1日現在) (%)	0.0
代表的な特殊勤務手当の名称	市税等賦課・徴収手当

カ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額 月額 5,200円
住居手当	異なる	借家・借間居住者基礎控除額 12,000円
通勤手当	異なる	交通用具使用者 月額 2,600円～24,200円

2 一 般 職 (会計年度任用職員)

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(22)	34,802		6,071	40,873	6,484	47,357	
補 正 前	(19)	31,773		5,870	37,643	6,240	43,883	
比 較	(3)	3,029		201	3,230	244	3,474	

※ ( ) 内は、第1号会計年度任用職員数で外数

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)
	補 正 後	6,071
	補 正 前	5,870
	比 較	201

(2) 報酬及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
報 酬	3,029	その他の増減分	3,029	報酬 3,029
職 員 手 当	201	その他の増減分	201	期末手当 201

# 農業集落排水事業特別会計



議案第 1 2 7 号

令和 5 年度富山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）  
令和 5 年度富山市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 1 6 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 3 7 0, 3 7 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		1,007,488	1,165	1,008,653
	1 一般会計繰入金	1,007,488	1,165	1,008,653
歳入合計		1,369,212	1,165	1,370,377

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水整備費		525,725	1,165	526,890
	1 管理費	525,725	1,165	526,890
歳 出	合 計	1,369,212	1,165	1,370,377

# 歳入歳出予算事項別明細書

## 1 歳 入

款 3 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰 入金	1 ,007,488	1,165	1 ,008,653	1 一般会計繰 入金	1,165	1 一般会計繰入金 <span style="float: right;">1,165</span>
計	1 ,007,488	1,165	1 ,008,653			

## 2 歳 出

款 1 農業集落排水整備費 項 1 管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 管理費	525,725	1,165	526,890	他 1,165		2給料	341	1農業集落排水管理 費 人件費
						3職員手当等	619	
						4共済費	205	
計	525,725	1,165	526,890	他 1,165				

# 給 与 費 明 細 書

## 一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

### (1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	4		17,652	11,108	28,760	5,571	34,331	
補正前	4		17,311	10,129	27,440	5,366	32,806	
比 較			341	979	1,320	205	1,525	

職員手当 の内訳	区 分	管 理 職 当 手 (千円)	初任給 調 整 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補正後	1,347		365	581	276	472		
	補正前	648		365	551	276	449		
	比 較	699			30		23		
	区 分	超 過 勤 務 当 手 (千円)	休 日 給 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管理職員 特別勤 務 当 手 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 当 手 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	378				4,186	3,503		
	補正前	537				3,983	3,320		
比 較	△ 159				203	183			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考	
給 料	341	給与改定に伴う増減分	78		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	263		
職員手当	979	制度改正に伴う増減分	171	期末・勤勉手当	171 支給割合の引上げ
		その他の増減分	808		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一 般 職
令和5年10月1日現在	平均給料月額(円)	366,875
	平均年齢(歳)	45.7
令和4年10月1日現在	平均給料月額(円)	380,567
	平均年齢(歳)	46.8

イ 級別職員数

区 分		一 般 職		区 分		一 般 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)			職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年10月1日現在	9級			令和4年10月1日現在	9級		
	8級				8級		
	7級				7級		
	6級	2	50.0		6級	1	33.3
	5級				5級	1	33.3
	4級	1	25.0		4級	1	33.4
	3級	1	25.0		3級		
	2級				2級		
	1級				1級		
計	4	100.0	計	3	100.0		

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2月 (月分)			
補正後	2.2	2.3	4.5	有	
補正前	2.2	2.2	4.4	有	
国の制度	2.2	2.3	4.5	有	

エ 地域手当

支給対象地域	富山市内
支給率 (%)	3
支給対象職員数 (人)	4
国の指定基準に基づく支給率 (%)	3

オ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額 月額 5,200円
住居手当	異なる	借家・借間居住者基礎控除額 12,000円
通勤手当	異なる	交通用具使用者 月額 2,600円～24,200円



# 公設地方卸売市場事業特別会計



議案第 1 2 8 号

令和 5 年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度富山市の公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 6 8 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 1 5 4, 5 5 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		453,554	4,680	458,234
	1 一般会計繰入金	453,554	4,680	458,234
歳入合計		1,149,875	4,680	1,154,555

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公設地方卸売市場費		1,065,833	4,680	1,070,513
	1 総務管理費	281,728	4,680	286,408
歳 出	合 計	1,149,875	4,680	1,154,555

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 歳 入

款 4 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰 入金	453,554	4,680	458,234	1一般会計繰 入金	4,680	1一般会計繰入金 4,680
計	453,554	4,680	458,234			

## 2 歳 出

款 1 公設地方卸売市場費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	281,728	4,680	286,408	他 4,680		2給料	1,464	1一般管理費 人件費 4,680
						3職員手当等	2,034	
						4共済費	1,182	
計	281,728	4,680	286,408	他 4,680				
合計	1 ,065,833	4,680	1 ,070,513	他 4,680				

# 給 与 費 明 細 書

## 一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

### (1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	13		49,555	31,096	80,651	16,292	96,943	
補正前	12		48,091	29,522	77,613	15,110	92,723	
比 較	1		1,464	1,574	3,038	1,182	4,220	

職員手当 の内訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	初任給 調 整 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補正後	3,594		1,580	1,642	618	831		30
	補正前	2,897		1,746	1,583	336	885		30
	比 較	697		△ 166	59	282	△ 54		
	区 分	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	1,211				11,678	9,912		
	補正前	1,696				10,878	9,471		
比 較	△ 485				800	441			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	1,464	給与改定に伴う増減分 431		
		昇給に伴う増加分 0		
		その他の増減分 1,033		
職員手当	1,574	制度改正に伴う増減分 473	期末・勤勉手当 473	支給割合の引上げ
		その他の増減分 1,101		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一 般 職
令和5年10月1日現在	平均給料月額(円)	339,250
	平均年齢(歳)	42.2
令和4年10月1日現在	平均給料月額(円)	328,308
	平均年齢(歳)	41.2

イ 級別職員数

区 分		一 般 職		区 分		一 般 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)			職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年10月1日現在	9級			令和4年10月1日現在	9級		
	8級				8級		
	7級	1	8.3		7級	1	8.3
	6級	4	33.3		6級	3	25.0
	5級	2	16.7		5級	1	8.3
	4級				4級	1	8.3
	3級	2	16.7		3級	3	25.0
	2級	1	8.3		2級	1	8.3
	1級	2	16.7		1級	2	16.8
計	12	100.0	計	12	100.0		

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
補正後	2.2	2.3	4.5	有	
補正前	2.2	2.2	4.4	有	
国の制度	2.2	2.3	4.5	有	

エ 地域手当

支給対象地域	富山市内
支給率 (%)	3
支給対象職員数 (人)	13
国の指定基準に基づく支給率 (%)	3

オ 特殊勤務手当

区分	一般職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (令和5年10月1日現在) (%)	25.0
代表的な特殊勤務手当の名称	深夜・早朝勤務手当

カ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額 月額 5,200円
住居手当	異なる	借家・借間居住者基礎控除額 12,000円
通勤手当	異なる	交通用具使用者 月額 2,600円～24,200円



水 道 事 業 会 計



議案第129号

令和5年度富山市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度富山市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度富山市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 水道事業費	7,210,894千円	3,448千円	7,214,342千円
第1項 営業費用	6,464,499千円	3,448千円	6,467,947千円

第3条 予算第6条の表に次の項を加える。

配 水 施 設 費	自令和5年度 至令和6年度	521,000千円
-----------	------------------	-----------

第4条 予算第10条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	785,459千円	3,448千円	788,907千円

令和5年11月30日提出

富山市長 藤井裕久

令和5年度富山市水道事業会計予算実施計画

収 益 的 支 出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1 水道事業費			千円 7,210,894	千円 3,448	千円 7,214,342	
	1 営業費用		6,464,499	3,448	6,467,947	
		1 原水及び 浄水費	678,869	476	679,345	
		2 配水及び 給水費	995,572	430	996,002	
		4 業務費	471,574	2,542	474,116	

平成5年度富山市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	(既決予定額)	(補正後予定額)	(単位:千円) (増△減)
<b>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
当年度純利益	98,377	94,929	△ 3,448
減価償却費	3,712,883	3,712,883	
引当金の増減額(△は減少)	△ 63,124	△ 63,124	
長期前受金戻入額	△ 832,092	△ 832,092	
受取利息及び受取配当金	△ 100	△ 100	
支払利息	560,720	560,720	
資産減耗費	94,174	94,174	
固定資産売却損益(△は益)	△ 3,682	△ 3,682	
未収金等の増減額(△は増加)	9,944	9,944	
未払金等の増減額(△は減少)	12,289	12,289	
たな卸資産の増減額(△は増加)	530	530	
預り金の増減額(△は減少)	2,002	2,002	
<b>小 計</b>	<b>3,591,921</b>	<b>3,588,473</b>	<b>△ 3,448</b>
利息及び配当金の受取額	100	100	
利息の支払額	△ 560,720	△ 560,720	
<b>業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>3,031,301</b>	<b>3,027,853</b>	<b>△ 3,448</b>
<b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
固定資産の取得による支出	△ 4,403,618	△ 4,403,618	
固定資産の売却による収入	2,212	2,212	
国庫補助金等による収入	750,712	750,712	
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 3,650,694</b>	<b>△ 3,650,694</b>	
<b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
企業債による収入	2,795,900	2,795,900	
企業債の償還による支出	△ 2,496,028	△ 2,496,028	
他会計からの出資による収入	76,388	76,388	
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>376,260</b>	<b>376,260</b>	
資金増加額(又は減少額)	△ 243,133	△ 246,581	△ 3,448
資金期首残高	2,089,245	2,089,245	
<b>資金期末残高</b>	<b>1,846,112</b>	<b>1,842,664</b>	<b>△ 3,448</b>

## 給 与 費 明 細 書

### 1 一般職（会計年度任用職員）

#### （1）総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(24)		38,219	11,349	49,568	9,247	58,815	
補正前	(22)		36,788	10,931	47,719	7,648	55,367	
比 較	(2)		1,431	418	1,849	1,599	3,448	

※（ ）内は、第1号会計年度任用職員数で外数

手 当 の 訳 内	区 分	期末手当 (千円)	地域手当 (千円)
	補正後	8,053	1,152
	補正前	7,676	1,111
	比 較	377	41

#### （2）給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	1,431	その他の増減分	1,431	給料
手 当	418	その他の増減分	418	各種手当

## 債務負担行為に関する調書

当該年度提出に係る分(追加)

(単位 千円)

事 項	限度額	4年度末までの 支払義務発生 (見込)額		5年度以降の 支払義務発生 予 定 額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	企業債	その他
配水施設費 (令和5年度分)	521,000			令和5年度 ～ 令和6年度	521,000	58,443	390,500	72,057



# 公共下水道事業会計



議案第130号

令和5年度富山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度富山市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度富山市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目） （既決予定額） （補正予定額） （計）  
支 出

第1款 下水道事業費 14,394,032千円 3,435千円 14,397,467千円

第1項 営業費用 12,806,881千円 3,435千円 12,810,316千円

（継続費の補正）

第3条 継続費の年度及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	呉羽苑貯留池 整備事業費	1,070,000千円	令和4年度	570,000千円
				令和5年度	364,000千円
				令和6年度	136,000千円
		下富居貯留池 整備事業費	880,000千円	令和4年度	280,000千円
				令和5年度	330,000千円
				令和6年度	270,000千円
		本郷第5 雨水幹線 整備事業費	950,000千円	令和5年度	270,000千円
				令和6年度	340,000千円
				令和7年度	340,000千円

第4条 予算第9条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目） （既決予定額） （補正予定額） （計）

（1）職員給与費 606,925千円 3,435千円 610,360千円

令和5年11月30日提出

富山市長 藤井 裕久

令和5年度富山市公共下水道事業会計予算実施計画

収 益 的 支 出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1 下水道事業費			千円 14,394,032	千円 3,435	千円 14,397,467	
	1 営業費用		12,806,881	3,435	12,810,316	
		2 ポンプ場費	355,228	2,796	358,024	
		3 浜黒崎浄化センター費	1,403,027	144	1,403,171	
		12 水洗化促進費	24,972	302	25,274	
		13 排水設備指導費	32,704	380	33,084	
		14 業務費	269,483	673	270,156	
		15 総係費	176,660	△ 860	175,800	

令和5年度富山市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:千円)

	(既決予定額)	(補正後予定額)	(増△減)
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	1,137,630	1,134,195	△ 3,435
減価償却費	8,644,718	8,644,718	
引当金の増減額(△は減少)	29,443	29,443	
長期前受金戻入額	△ 3,316,352	△ 3,316,352	
受取利息及び受取配当金	△ 100	△ 100	
支払利息	1,338,419	1,338,419	
資産減耗費	176,342	176,342	
固定資産売却損益(△は益)	△ 5	△ 5	
未収金等の増減額(△は増加)	31,613	31,613	
未払金等の増減額(△は減少)	△ 11,459	△ 11,459	
預り金の増減額(△は減少)	742	742	
小計	8,030,991	8,027,556	△ 3,435
利息及び配当金の受取額	100	100	
利息の支払額	△ 1,338,419	△ 1,338,419	
業務活動によるキャッシュ・フロー	6,692,672	6,689,237	△ 3,435
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出	△ 7,360,155	△ 7,360,155	
固定資産の売却による収入	40	40	
国庫補助金等による収入	2,849,088	2,849,088	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,511,027	△ 4,511,027	
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債による収入	5,073,640	5,073,640	
企業債の償還による支出	△ 9,065,382	△ 9,065,382	
他会計からの出資による収入	1,850,176	1,850,176	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,141,566	△ 2,141,566	
資金増加額(又は減少額)	40,079	36,644	△ 3,435
資金期首残高	3,277,150	3,277,150	
資金期末残高	3,317,229	3,313,794	△ 3,435

## 給 与 費 明 細 書

### 1 一般職（会計年度任用職員）

#### （1）総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(15)		24,503	7,346	31,849	5,765	37,614	
補正前	(14)		22,756	6,456	29,212	4,967	34,179	
比 較	(1)		1,747	890	2,637	798	3,435	

※（ ）内は、第1号会計年度任用職員数で外数

手 当 の 訳 内	区 分	期末手当 (千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務手 当 (千円)	通勤手当 (千円)	超過勤務手 当 (千円)
	補正後	5,355	741	390	800	60
補正前	4,860	689	190	717		
比 較	495	52	200	83	60	

#### （2）給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	1,747	その他の増減分 1,747	給料 1,747	
手 当	890	その他の増減分 890	各種手当 890	

継続費に関する調書の補正

1 当該年度提出に係る分(変更)

(単位 千円)

款	項	事業名		全 体 計 画			前前年度 末までの 支払義務 発生額	前年度末 までの支 払義務発 生(見込 )額	当該年度 支払義務 発生予定 額	当該年度 末までの 支払義務 発生予定 額	翌年度以 降の支払 義務発生 予定額	継続費の 総額に対 する進捗 率(%)		
				年度	年割額	左の財源内訳								
1	1	本郷第5雨 水幹線整備 事業費	補正 前の 額	令和 5	460,000	国(県)支出金 230,000 企業債 207,000 その他 23,000			460,000	460,000		48.4		
			補正 額		△ 190,000	国(県)支出金 △ 95,000 企業債 △ 85,500 その他 △ 9,500			△ 190,000	△ 190,000				
			補正 後の 額		270,000	国(県)支出金 135,000 企業債 121,500 その他 13,500			270,000	270,000		28.4		
			補正 前の 額	令和 6	430,000	国(県)支出金 215,000 企業債 193,500 その他 21,500						430,000		
			補正 額		△ 90,000	国(県)支出金 △ 45,000 企業債 △ 40,500 その他 △ 4,500						△ 90,000		
			補正 後の 額		340,000	国(県)支出金 170,000 企業債 153,000 その他 17,000						340,000		
			補正 前の 額	令和 7	60,000	国(県)支出金 30,000 企業債 27,000 その他 3,000						60,000		
			補正 額		280,000	国(県)支出金 140,000 企業債 126,000 その他 14,000						280,000		
			補正 後の 額		340,000	国(県)支出金 170,000 企業債 153,000 その他 17,000						340,000		
			補正 前の 額	計	950,000	国(県)支出金 475,000 企業債 427,500 その他 47,500					460,000	460,000	490,000	48.4
			補正 額			国(県)支出金 企業債 その他			△ 190,000	△ 190,000	190,000			
			補正 後の 額		950,000	国(県)支出金 475,000 企業債 427,500 その他 47,500			270,000	270,000	680,000		28.4	

継続費に関する調書の補正

2 過年度議決済に係る分(変更)

(単位 千円)

款	項	事業名		全 体 計 画			前前年度 末までの 支払義務 発生額	前年度末 までの支 払義務発 生(見込 )額	当該年度 支払義務 発生予定 額	当該年度 末までの 支払義務 発生予定 額	翌年度以 降の支払 義務発生 予定額	継続費の 総額に対 する進捗 率(%)	
				年度	年割額	左の財源内訳							
1	1	資本的 収支	建設 改良 費	呉羽苑貯留 池整備業 費	補正 前の 額	570,000	国(県)支出金 285,000 企業債 256,500 その他 28,500	570,000		570,000		76.5	
					補正 額		令和 4						
					補正 後の 額		570,000						国(県)支出金 285,000 企業債 256,500 その他 28,500
					補正 前の 額	175,000	国(県)支出金 87,500 企業債 78,700 その他 8,800	175,000	175,000		23.5		
					補正 額		令和 5					189,000	
					補正 後の 額		364,000					国(県)支出金 182,000 企業債 163,800 その他 18,200	
					補正 前の 額	136,000	国(県)支出金 68,000 企業債 61,200 その他 6,800			136,000			
					補正 額		令和 6					136,000	
					補正 後の 額		136,000					国(県)支出金 68,000 企業債 61,200 その他 6,800	
					補正 前の 額	745,000	国(県)支出金 372,500 企業債 335,200 その他 37,300	570,000	175,000	745,000	100.0		
					補正 額		計					325,000	
					補正 後の 額		1,070,000					国(県)支出金 535,000 企業債 481,500 その他 53,500	

款	項	事業名		全 体 計 画			前前年度 末までの 支払義務 発生額	前年度末 までの支 払義務発 生（見込 ）額	当該年度 支払義務 発生予定 額	当該年度 末までの 支払義務 発生予定 額	翌年度以 降の支払 義務発生 予定額	継続費の 総額に対 する進捗 率(%)	
				年度	年割額	左の財源内訳							
1	1	下富居貯留備費 池整業	補正 前の 額	令和 4	280,000	国(県)支出金 140,000 企業債 126,000 その他 14,000		280,000		280,000		35.0	
			補正 額										
			補正 後の 額		280,000	国(県)支出金 140,000 企業債 126,000 その他 14,000		280,000		280,000		31.8	
			補正 前の 額	令和 5	320,000	国(県)支出金 160,000 企業債 144,000 その他 16,000			320,000	320,000		40.0	
			補正 額		10,000	国(県)支出金 5,000 企業債 4,500 その他 500			10,000	10,000			
			補正 後の 額		330,000	国(県)支出金 165,000 企業債 148,500 その他 16,500			330,000	330,000		37.5	
			補正 前の 額	令和 6	200,000	国(県)支出金 100,000 企業債 90,000 その他 10,000					200,000		
			補正 額		70,000	国(県)支出金 35,000 企業債 31,500 その他 3,500					70,000		
			補正 後の 額		270,000	国(県)支出金 135,000 企業債 121,500 その他 13,500					270,000		
			補正 前の 額	計	800,000	国(県)支出金 400,000 企業債 360,000 その他 40,000			280,000	320,000	600,000	200,000	75.0
			補正 額		80,000	国(県)支出金 40,000 企業債 36,000 その他 4,000				10,000	10,000	70,000	
			補正 後の 額		880,000	国(県)支出金 440,000 企業債 396,000 その他 44,000			280,000	330,000	610,000	270,000	69.3

病 院 事 業 会 計



議案第 1 3 1 号

令和 5 年度富山市病院事業会計補正予算(第 1 号)

第 1 条 令和 5 年度富山市病院事業会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度富山市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 病院事業費	14,544,349千円	263,147千円	14,807,496千円
第 1 項 医業費用	14,284,318千円	263,147千円	14,547,465千円

第 3 条 予算第 1 1 条中「1,561,723千円」を「1,851,185千円」に改める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

令和5年度富山市病院事業会計予算実施計画

収 益 の 支 出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1 病院事業費			千円 14,544,349	千円 263,147	千円 14,807,496	
	1 医 業 費 用		14,284,318	263,147	14,547,465	
		2 材 料 費	2,852,939	263,147	3,116,086	

令和5年度富山市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:千円)

	(既決予定額)	(補正後予定額)	(増△減)
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 17,565	△ 307,027	△ 289,462
減価償却費	877,000	877,000	
引当金の増減額(△は減少)	24,264	24,264	
長期前受金戻入額	△ 29,254	△ 29,254	
受取利息及び受取配当金	△ 1	△ 1	
支払利息	18,688	18,688	
資産減耗費	12,735	12,735	
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 234	△ 234	
未収金等の増減額(△は増加)	△ 65,659	△ 65,659	
未払金等の増減額(△は減少)	81,623	81,623	
流動資産及び流動負債の増減額(△は増加)	△ 2,914	△ 2,914	
小 計	898,683	609,221	△ 289,462
利息及び配当金の受取額	1	1	
利息の支払額	△ 18,688	△ 18,688	
業務活動によるキャッシュ・フロー	879,996	590,534	△ 289,462
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 772,453	△ 772,453	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 772,453	△ 772,453	
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の発行による収入	870,600	870,600	
企業債の償還による支出	△ 820,531	△ 820,531	
他会計からの出資による収入	134,400	134,400	
財務活動によるキャッシュ・フロー	184,469	184,469	
資金増加額(又は減少額)	292,012	2,550	△ 289,462
資金期首残高	938,422	938,422	
資金期末残高	1,230,434	940,972	△ 289,462

議案第 1 3 2 号

富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の  
件

富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のよう  
に定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(富山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 富山市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 6  
2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項第 1 号中「3 0 8 , 6 0 0 円」を「3 0 9 , 2 0  
0 円」に改め、同項第 2 号中「2 3 , 0 0 0 円」を「2 4 , 9 0 0  
円」に改める。

第 2 7 条第 2 項中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給す  
る場合には」を、「1 0 0 分の 1 0 0 )」の次に「、1 2 月に支給  
する場合には 1 0 0 分の 1 2 5（特定幹部職員にあっては、1 0 0  
分の 1 0 5）」を加え、同条第 3 項中「1 0 0 分の 6 7 . 5」と、  
」の次に「「1 0 0 分の 1 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 0」と、  
」を、「1 0 0 分の 5 7 . 5」と」の次に「、「1 0 0 分の 1 0 5  
」とあるのは「1 0 0 分の 6 0」と」を加える。

第 3 0 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給  
する場合には」を、「1 0 0 分の 1 2 0 )」の次に「、1 2 月に支  
給する場合には 1 0 0 分の 1 0 5（特定幹部職員にあっては、1 0  
0 分の 1 2 5）」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次  
に「、6 月に支給する場合には」を、「1 0 0 分の 5 7 . 5 )」の  
次に「、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 5 0（特定幹部職員  
にあっては、1 0 0 分の 6 0）」を加える。

別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

## 一般職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員			円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		

46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
94		295,900	343,600						
95		296,200	344,100						
96		296,600	344,500						
97		296,800	344,700						
98		297,100	345,100						
99		297,500	345,500						

100		297,900	345,800							
101		298,100	346,100							
102		298,400	346,500							
103		298,800	346,900							
104		299,100	347,300							
105		299,300	347,800							
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000								
115		302,300								
116		302,700								
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								
120		303,700								
121		304,100								
122		304,300								
123		304,600								
124		304,900								
125		305,200								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額								
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

消防職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		号給	給料月額								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員			円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000	459,900
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800	463,000
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700	466,000
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600	469,000
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000	472,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600	475,000
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200	478,000
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700	481,100
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100	483,800
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800	486,900
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400	489,900
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800	493,000
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700	495,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300	498,000
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100	500,300
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900	502,600
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400	504,600
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200	506,000
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000	507,500
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700	508,900
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300	510,100
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000	511,500
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600	513,000
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400	514,500
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900	515,600
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300	516,700
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800	517,900
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100	519,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300	520,100
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000	521,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700	521,900
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400	522,800
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900	523,600
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700	524,500
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400	525,200
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000	525,700
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300	526,400
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900	527,000
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400	527,800
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900	528,400
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400	528,900
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800	
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200	
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600	
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900	
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100		
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600		
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100		
	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600		
50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900			

51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200		
52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600		
53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000		
54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200		
55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500		
56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700		
57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100		
58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300		
59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500		
60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700		
61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100		
62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600			
63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900			
64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200			
65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500			
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800			
67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100			
68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400			
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600			
70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900			
71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200			
72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400			
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600			
74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900			
75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200			
76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500			
77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700			
78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000			
79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300			
80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600			
81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800			
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100			
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400			
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700			
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900			
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600				
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900				
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100				
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300				
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600				
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900				
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100				
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300				
94	302,300	325,900	351,900	385,300						
95	303,400	327,200	353,400	385,900						
96	304,700	328,500	354,800	386,400						
97	305,800	329,700	356,100	386,800						
98	307,000	331,000	357,300	387,200						
99	308,200	332,200	358,400	387,800						
100	309,400	333,400	359,600	388,300						
101	310,500	334,800	360,700	388,700						
102	311,500	335,700	361,800	389,200						
103	312,500	336,700	362,900	389,800						
104	313,500	337,800	364,000	390,300						
105	314,300	338,900	365,200	390,600						
106	314,900	340,000	365,700	391,000						
107	315,500	341,000	366,300	391,500						
108	316,100	342,000	366,900	391,800						
109	316,600	343,200	367,500	392,100						
110	317,100	344,200	368,000	392,600						

111	317,500	345,200	368,500	393,100						
112	318,000	346,100	369,000	393,600						
113	318,800	347,000	369,400	393,900						
114	319,500	347,900	369,800	394,400						
115	320,200	348,900	370,400	394,900						
116	320,800	349,900	370,900	395,400						
117	321,400	350,900	371,300	395,700						
118	322,200	351,300	371,800	396,200						
119	322,900	351,900	372,400	396,700						
120	323,700	352,500	372,900	397,200						
121	324,300	352,800	373,100	397,600						
122	324,600	353,200	373,600	398,100						
123	325,100	353,700	374,100	398,500						
124	325,600	354,100	374,500	399,000						
125	325,900	354,500	375,000	399,400						
126		354,900	375,500							
127		355,400	376,000							
128		355,800	376,500							
129		356,200	376,800							
130		356,600	377,300							
131		357,000	377,800							
132		357,400	378,300							
133		357,600	378,600							
134		358,100	379,100							
135		358,500	379,500							
136		358,800	379,900							
137		359,100	380,200							
138		359,500	380,700							
139		360,000	381,200							
140		360,500	381,700							
141		360,800	382,000							
142		361,300								
143		361,800								
144		362,300								
145		362,600								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額									
	242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900	453,100

備考 この表は、消防業務に従事する職員に適用する。

## 別表第3（第4条関係）

## 教育職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200
	2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500
	3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600
	4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700
	5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600
	6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000
	7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200
	8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500
	9	208,700	249,000	309,200	357,200	427,200
	10	211,100	251,300	311,600	359,800	429,700
	11	213,500	253,600	314,000	362,400	431,900
	12	215,800	255,600	316,400	365,200	434,100
	13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500
	14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700
	15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900
	16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200
	17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300
	18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600
	19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800
	20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100
	21	230,900	277,600	333,100	383,200	453,100
	22	232,700	280,200	335,500	384,700	455,400
	23	234,500	282,700	337,600	385,900	457,800
	24	236,100	285,100	339,800	387,100	460,100
	25	237,900	287,500	341,600	388,200	462,100
	26	240,000	290,000	343,500	389,900	464,200
	27	242,000	292,400	345,600	391,600	466,300
	28	244,000	294,900	347,700	393,300	468,400
	29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400
	30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700
	31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900
	32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800
	33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700
	34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800
	35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000
	36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000
	37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100
	38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100
	39	261,500	318,300	366,700	409,800	491,000
	40	262,900	319,700	368,400	411,000	492,900
	41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900
	42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800
	43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500
	44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400
	45	270,200	322,900	376,600	417,900	502,300
	46	271,700	323,400	378,300	419,400	504,100
	47	273,300	324,200	379,800	420,800	505,900
	48	274,600	325,000	381,300	422,300	507,700
	49	275,700	325,600	382,800	423,600	509,400
	50	276,200	326,300	384,400	424,800	511,100
	51	276,600	327,000	385,900	426,100	512,900
	52	277,200	327,700	387,500	427,300	514,800
	53	277,600	328,700	388,600	428,000	516,300
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900	

55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200
57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800
58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100
59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400
60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600
61	282,200	333,500	399,600	434,800	527,800
62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800
63	283,900	335,300	402,400	436,700	529,800
64	284,700	336,100	403,800	437,600	530,800
65	285,400	336,800	404,800	438,500	531,400
66	286,000	337,800	405,900	439,400	532,300
67	286,800	338,500	406,900	440,400	533,200
68	287,500	339,500	408,000	441,300	534,100
69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000
70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800
71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500
72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000
73	290,700	343,100	411,900	446,200	537,700
74	291,600	344,100	412,800	447,100	538,200
75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000
76	293,300	346,100	414,300	449,000	539,600
77	293,800	347,100	414,900	449,800	540,100
78	294,700	348,000	415,300	450,300	
79	295,600	348,900	415,600	451,000	
80	296,400	349,800	415,900	451,600	
81	297,200	350,700	416,200	452,400	
82	298,100	351,600	416,500	453,100	
83	298,900	352,500	416,700	453,400	
84	299,700	353,400	417,000	454,000	
85	300,200	354,000	417,200	454,400	
86	301,000	354,600	417,500	454,700	
87	301,800	355,200	417,800	455,000	
88	302,600	355,800	418,100	455,300	
89	303,200	356,300	418,300	455,600	
90	303,800	356,700	418,600		
91	304,400	357,100	418,900		
92	305,000	357,500	419,200		
93	305,600	357,900	419,400		
94	306,200	358,300	419,700		
95	306,800	358,800	420,000		
96	307,400	359,200	420,300		
97	307,900	359,800	420,500		
98	308,500	360,300	420,800		
99	309,100	360,700	421,100		
100	309,700	361,200	421,300		
101	310,000	361,600	421,500		
102	310,300	362,100	421,800		
103	310,600	362,400	422,100		
104	310,900	362,800	422,300		
105	311,200	363,300	422,500		
106	311,500	363,700			
107	311,800	364,200			
108	312,000	364,700			
109	312,400	365,100			
110	312,700	365,600			
111	313,100	366,100			
112	313,500	366,500			

113	313,800	366,900			
114	314,200	367,300			
115	314,500	367,800			
116	314,800	368,200			
117	315,000	368,600			
118	315,300	369,000			
119	315,700	369,500			
120	316,100	369,900			
121	316,300	370,200			
122	316,600	370,600			
123	317,000	371,100			
124	317,400	371,400			
125	317,600	371,800			
126	317,800	372,300			
127	318,100	372,800			
128	318,500	373,200			
129	318,700	373,600			
130	319,000				
131	319,400				
132	319,600				
133	319,800				
134	320,100				
135	320,500				
136	320,700				
137	320,900				
138	321,100				
139	321,300				
140	321,600				
141	322,000				
142	322,300				
143	322,600				
144	322,900				
145	323,300				
146	323,600				
147	323,800				
148	324,100				
149	324,500				
150	324,800				
151	325,100				
152	325,300				
153	325,600				
154	325,900				
155	326,200				
156	326,500				
157	326,700				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	236,600	283,800	294,800	316,800	401,000

備考 この表は、富山外国語専門学校及び富山ガラス造形研究所に勤務する校長、所長、副校長、主任教授、教授、准教授、講師及び助手その他の職員で市長の定めるものに適用する。

## 別表第4（第4条関係）

## 医療職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
	22	335,000	403,900	453,300	517,700	
	23	338,400	405,500	455,600	519,500	
	24	341,700	407,100	457,800	521,300	
	25	345,000	408,800	459,800	522,900	
	26	347,500	411,000	462,100	524,700	
	27	350,000	413,100	464,300	526,500	
	28	352,300	415,100	466,600	528,300	
	29	354,400	417,200	468,700	529,900	
	30	356,100	419,300	470,900	531,700	
	31	357,800	420,900	473,200	533,500	
	32	359,600	422,600	475,300	535,300	
	33	361,500	424,500	477,100	536,900	
	34	363,700	426,000	479,200	538,700	
	35	365,800	427,800	481,300	540,400	
	36	367,800	429,600	483,300	542,100	
	37	369,700	431,500	485,400	543,700	
	38	371,900	433,500	487,100	545,300	
	39	374,000	435,300	488,900	546,700	
	40	376,000	437,200	490,700	548,300	
	41	378,000	439,000	492,300	549,800	
	42	378,700	440,700	494,100	551,200	
	43	379,300	442,400	495,900	552,600	
	44	380,000	444,200	497,500	553,900	
	45	380,900	446,000	498,900	555,100	
	46	382,200	447,800	500,600	556,100	
	47	383,500	449,500	502,400	557,100	
48	384,800	451,200	504,100	558,100		

49	385,600	452,800	505,600	559,100	
50	386,400	454,500	506,900	560,000	
51	387,200	456,200	508,200	560,900	
52	387,700	457,900	509,500	561,800	
53	388,500	459,800	510,500	562,600	
54	389,300	461,000	511,800	563,500	
55	390,000	462,200	513,100	564,400	
56	390,700	463,400	514,400	565,300	
57	391,400	464,400	515,400	566,200	
58	392,300	465,400	516,200	567,100	
59	393,000	466,300	517,000	568,000	
60	393,600	467,100	517,800	568,700	
61	394,100	467,900	518,700	569,600	
62	394,600	468,600	519,500	570,500	
63	395,000	469,300	520,400	571,400	
64	395,400	469,900	521,200	572,300	
65	395,700	470,600	522,100	573,200	
66		471,300	523,000	574,100	
67		471,900	523,700	575,000	
68		472,500	524,600	575,900	
69		472,800	525,500	576,800	
70		473,400	526,300	577,700	
71		474,100	527,200	578,600	
72		474,800	528,100	579,500	
73		475,200	528,900	580,400	
74		475,800	529,800	581,300	
75		476,500	530,700	582,200	
76		477,200	531,400	583,100	
77		477,600	532,200	584,000	
78		478,200	533,100	584,900	
79		478,800	534,000	585,800	
80		479,300	534,900	586,700	
81		479,900	535,700	587,600	
82		480,400	536,600	588,500	
83		480,900	537,500	589,400	
84		481,400	538,400	590,300	
85		481,800	539,200	591,200	
86		482,400	540,100	592,100	
87		482,800	541,000	593,000	
88		483,300	541,900	593,900	
89		483,800	542,700	594,800	
90		484,400			
91		485,000			
92		485,400			
93		485,900			
94		486,500			
95		487,100			
96		487,600			
97		488,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	297,300	339,700	394,300	467,400	567,400

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

第2条 富山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の100）、12月に支給する場合には100分の125（特定幹部職員にあっては、100分の105）」を「100分の102.5」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

第30条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の120）、12月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の48.75」に、「100分の57.5）、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）」を「100分の58.75」に改める。

（富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年富山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に、「608,000」を「615,000」に、「710,000」を「718,000」に改める。

第9条第2項中「100分の165」との次に「、100分の125」とあるのは「100分の175」とを加える。

第4条 富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条

例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を「100分の170」に改める。

(富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年富山市条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表中「247,600円」を「249,400円」に、「602,400円」を「604,000円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(富山市職員の給与に関する条例(以下この項及び次項において「給与条例」という。))第10条第1項及び別表第1から別表第4までの改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定、第3条の規定(富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下この項及び次項において「任期付職員条例」という。))第7条第1項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定及び第5条の規定による改正後の富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定(給与条例第27条第2項及び第3項並びに第30条第2項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定(第9条第2項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員

条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第 1 3 3 号

富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 5」を「1 0 0 分の 1 7 5」に改める。

第 2 条 富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 7 5」を「1 0 0 分の 1 7 0」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定は、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手

当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 1 3 4 号

市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 市長及び副市長の給与に関する条例(平成 1 7 年富山市条例第 5 6 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 5」を「1 0 0 分の 1 7 5」に改める。

第 2 条 市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 7 5」を「1 0 0 分の 1 7 0」に改める。

(富山市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 富山市教育長の給与等に関する条例(平成 1 7 年富山市条例第 5 7 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 5」を「1 0 0 分の 1 7 5」に改める。

第 4 条 富山市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 7 5」を「1 0 0 分の 1 7 0」に改める。

(富山市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第 5 条 富山市常勤の監査委員の給与等に関する条例(平成 1 7 年富

山市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第6条 富山市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

(富山市公営企業の管理者の給与に関する条例の一部改正)

第7条 富山市公営企業の管理者の給与に関する条例(平成17年富山市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第8条 富山市公営企業の管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

(富山市特別職の指定等に関する条例の一部改正)

第9条 富山市特別職の指定等に関する条例(平成24年富山市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第10条 富山市特別職の指定等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与に関する条例、第3条の規定による改正後の富山市教育長の給与等に関する条例、第5条の規定による改正後の富山市常勤の監査委員の給与等に関する条例、第7条の規定による改正後の富山市公営企業の管理者の給与に関する条例及び第9条の規定による改正後の富山市特別職の指定等に関する条例（次項において「改正後の市長等給与条例等」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の市長等給与条例等の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市長及び副市長の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の富山市教育長の給与等に関する条例、第5条の規定による改正前の富山市常勤の監査委員の給与等に関する条例、第7条の規定による改正前の富山市公営企業の管理者の給与に関する条例又は第9条の規定による改正前の富山市特別職の指定等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の市長等給与条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 1 3 5 号

富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の  
件

富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のよう  
に定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(富山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 富山市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 6  
2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新  
型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 3 1 条の 4 の見出しを「（特定新型インフルエンザ等対策派遣  
手当）」に改め、同条第 1 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派  
遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第 4  
4 条」を「第 2 6 条の 8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措  
置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に改め、同条第 2 項中「  
新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエ  
ンザ等対策派遣手当」に改める。

(富山市技能職員等の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 富山市技能職員等の給与に関する条例（平成 1 7 年富山市条  
例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「  
特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改  
正)

第 3 条 富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平

成 17 年富山市条例第 295 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 18 条の 4 の見出しを「(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)」に改め、同条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第 44 条」を「第 26 条の 8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 3 6 号

富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の  
一部を改正する条例制定の件

富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部  
を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の  
一部を改正する条例

(富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
改正)

第 1 条 富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 ( 令和元年富山市条例第 2 6 号 ) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 5 条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、  
同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、第 1 号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

第 7 条第 3 項ただし書を削り、同条に次の 2 項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、6 月未満の任期を定めて採用された者その他の規則で定める者には、期末手当は支給しない。

5 前項の規定は、第 2 号会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について準用する。

(富山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 2 条 富山市職員の育児休業等に関する条例 ( 平成 1 7 年富山市条例第 4 0 号 ) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「 ( 地方公務員法 ( 昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号 )

第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第 8 条中「職員（」の次に「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する」を加える。

（富山市技能職員等の給与に関する条例の一部改正）

第 3 条 富山市技能職員等の給与に関する条例（平成 17 年富山市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

（富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第 4 条 富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 17 年富山市条例第 295 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 1 号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第 2 号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 3 7 号

富山市立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市立学校設置条例の一部を改正する条例  
富山市立学校設置条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 5 0 号）の一部  
を次のように改正する。

別表第 1 富山市立檜尾小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 3 8 号

富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

富山市国民健康保険条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「及び第 4 3 条の 2」を「、第 4 3 条の 2 及び第 4 3 条の 3」に改め、同条第 2 号エ中「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 8 項又は第 1 1 項」に、「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項」に改める。

第 2 3 条中「及び第 4 3 条の 2」を「、第 4 3 条の 2 及び第 4 3 条の 3」に改め、同条第 2 号イ中「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

第 3 2 条中「第 4 1 条」の次に「及び第 4 3 条の 3」を加え、同条第 2 号イ中「第 7 2 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」を加える。

第 4 1 条第 1 項第 1 号中「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 8 項又は第 1 1 項」に、「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項」に改める。

第 4 3 条の 2 中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第43条の3 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条又は第18条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第21条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする（第4項に規定する場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る所得割基礎額に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2で定める場合には、出産の日。次条第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第18条」とあるのは「第24条又は第28条」と、「第21条」とあるのは「第31条」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「をいう。以下同じ」とあるのは「（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第18条」とあるのは「第33条」と、「第21条」とあるのは「第37条」と読み替えるものとする。

- 4 当該年度において、第41条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第14条又は第18条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第21条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。
- (1) 当該出産被保険者に係る所得割基礎額に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第41条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項第1号ア、第2号ア又は第3号アに規定する割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第18条」とあるのは「第24条又は第28条」と、「第21条」とあるのは「第31条」と、「第41条第1項各号」とあるのは「第41条第2項において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。
- 6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第18条」とあるのは「第33条」と、「第21条」とあるのは「第37条」と、「第41条第1項各号」とあるのは「第41条第3項において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

(出産被保険者に関する届出)

第43条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富山市国民健康保険条例第43条の3の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 1 3 9 号

富山市手数料条例及び富山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例制定の件

富山市手数料条例及び富山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市手数料条例及び富山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(富山市手数料条例の一部改正)

第 1 条 富山市手数料条例(平成 1 7 年富山市条例第 1 0 6 号)の一部を次のように改正する。

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 2 7 の項中「又は第 3 条の 3 第 1 項」を「、第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の 4 第 1 項」に改める。

(富山市旅館業法施行条例の一部改正)

第 2 条 富山市旅館業法施行条例(平成 1 7 年富山市条例第 1 7 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 3 条中「及び第 3 条の 3 第 3 項」を「、第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 条の 4 第 3 項」に改める。

第 5 条中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 4 0 号

富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年富山市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項第 2 号中「同条第 1 1 項」を「同条第 1 0 項」に改める。

第 3 7 条第 3 項中「第 7 条第 2 項中」の次に「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 4 1 号

富山市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市印鑑条例の一部を改正する条例

富山市印鑑条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 0 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「、印鑑登録証」の次に「及び当該被登録者又はその代理人に係る第 5 条第 3 項第 1 号に掲げる書類その他の市長が当該被登録者又はその代理人が本人であることを確認できる書類」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該被登録者が申請する場合であって、当該被登録者に係る同号に掲げる書類を提示するときは、印鑑登録証の提示を省略することができる。

第 1 5 条第 2 項中「場合は、」の次に「当該被登録者又はその代理人が本人であることを確認し、並びに」を加え、「照合し」を「照合することにより」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項ただし書に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「並びに」とあるのは「及び」と、「印鑑登録証及び印鑑登録原票」とあるのは「印鑑登録原票」とする。

第 1 6 条中「に、自ら利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）」を「で、次の各号のいずれかに掲げるもの」に、「暗証番号（電子署名等に係

る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力する」を「必要な操作を行う」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）
- (2) 移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）

#### 附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定及び同条に各号を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

議案第 1 4 2 号

富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例  
富山市スポーツ施設条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 8 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中 3 1 の項を削り、3 2 の項を 3 1 の項とし、3 3 の項から 6 3 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 2 条の 2 中「3 3 の項まで、3 6 の項、3 7 の項、3 8 の項から 4 1 の項まで、4 3 の項、4 4 の項、4 7 の項、4 9 の項、5 2 の項、5 3 の項及び 6 0 の項」を「3 2 の項まで、3 5 の項、3 6 の項、3 7 の項から 4 0 の項まで、4 2 の項、4 3 の項、4 6 の項、4 8 の項、5 1 の項、5 2 の項及び 5 9 の項」に改める。

第 2 条の 3 第 3 号及び第 7 条第 7 項中「5 2 の項及び 5 3 の項」を「5 1 の項及び 5 2 の項」に改める。

別表第 1 相撲場の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 4 3 号

とやまスローライフ・フィールド条例の一部を改正する条例制定の件

とやまスローライフ・フィールド条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

とやまスローライフ・フィールド条例の一部を改正する条例  
とやまスローライフ・フィールド条例（平成 2 0 年富山市条例第 7  
1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の見出し中「額」を「額等」に改め、同条中「1 2, 5 7  
0 円」を「1 5, 0 0 0 円を超えない範囲内において、指定管理者が  
法第 2 4 4 条の 2 第 9 項後段の規定により市長の承認を受けて定める  
額」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 指定管理者は、前項の利用料金を定めたときは、これを公表しな  
ければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3  
項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のとやまスローライフ・フィールド条例第 1 0 条第 1 項の  
規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に承  
認の申請のあった施設の使用に係る利用料金について適用し、施行  
日前に承認の申請のあった施設の使用に係る利用料金については、  
なお従前の例による。

（準備行為）

3 新条例第 1 0 条第 1 項の規定による利用料金の額の承認に関して

必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 1 4 4 号

富山市農業集落排水事業の設置等に関する条例制定の件  
富山市農業集落排水事業の設置等に関する条例を次のように定める。  
令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市農業集落排水事業の設置等に関する条例

(農業集落排水事業の設置)

第 1 条 農業集落の生活環境を整備するとともに、公共用水域の水質保全に寄与するため、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「法」という。）の規定に基づき、農業集落排水事業を設置する。

(経営の基本)

第 2 条 農業集落排水事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 農業集落排水事業における農業集落污水处理施設の名称及び位置は、富山市農業集落污水处理施設条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 0 1 号）第 3 条のとおりとする。

(財務規定等の適用)

第 3 条 法第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 1 条第 2 項の規定により、農業集落排水事業に法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する。

(重要な資産の取得及び処分)

第 4 条 法第 3 3 条第 2 項の規定により、予算で定めなければならない農業集落排水事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が 6, 0 0 0 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が 1 件 5, 0 0 0 平方メートル以上のものに係るもの

に限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により農業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、農業集落排水事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納及び支払に関する事務(資金管理に関する事務を除く。)

(2) 公金の保管に関する事務

(3) 有価証券の出納及び保管に関する事務

(4) 支出負担行為の確認に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 農業集落排水事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が3,000万円以上のもの及び法律上、市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、農業集落排水事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年

度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、農業集落排水事業の経営状況を明らかにするため、市長が必要と認める事項

- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(富山市特別会計条例の一部改正)

- 2 富山市特別会計条例（平成17年富山市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第1条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1号を加える。

(20) 富山市農業集落排水事業会計 農業集落排水事業

(富山市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 富山市農業集落排水事業特別会計の令和5年度の出納の完結の際、この会計に属する現金、債権及び債務は、富山市農業集落排水事業会計に帰属するものとする。

議案第 1 4 5 号

富山市割山森林公園条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市割山森林公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市割山森林公園条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山市割山森林公園条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 4 第 1 号中「から第 4 号まで」を「及び第 2 号」に改め、同号イ中「午前 8 時 3 0 分から午後 9 時」を「午前 9 時から午後 8 時」に改め、同条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号を同条第 4 号とし、同条第 2 号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 第 3 条第 3 号及び第 4 号に掲げる施設

- ア 宿泊する場合 午後 2 時から翌日の午前 1 0 時まで
- イ ア以外の場合 午前 9 時から午後 8 時まで

第 8 条第 1 項中「（この額に 5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 1 0 円未満の端数があるときは、これを 1 0 円に切り上げた額）」を削る。

別表 1 オートキャンプサイトの表中「5, 8 3 0」を「7, 0 0 0」に、「3, 6 3 0」を「4, 5 0 0」に、「4, 7 3 0」を「6, 0 0 0」に、「2, 5 3 0」を「3, 0 0 0」に改め、同表備考 2 中「午前 1 0 時から午後 4 時まで」を「午前 9 時から午後 8 時までの間のうち、6 時間」に改め、同表中備考 3 を備考 4 とし、備考 2 の次に次のように加える。

- 3 使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間 1 時間につき 8 0 0 円を加算する。

別表 2 キャンプ場の表中「2, 5 3 0」を「3, 0 0 0」に、「

「1, 430」を「2, 000」に改め、同表備考2中「午前10時から午後4時まで」を「午前9時から午後8時までの間のうち、6時間」に改め、同表中備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

3 使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき400円を加算する。

別表3コテージ(4人用)の表中「13, 530」を「16, 000」に、「6, 930」を「8, 000」に改め、同表備考1中「午後1時から翌日の午前11時」を「午後2時から翌日の午前10時」に改め、同表備考2中「午前10時から午後4時まで」を「午前9時から午後8時までの間のうち、6時間」に改め、同表備考3中「550円」を「700円」に改める。

別表4ログハウス(8人用)の表中「27, 830」を「33, 000」に、「14, 110」を「16, 000」に改め、同表備考1中「午後1時から翌日の午前11時」を「午後2時から翌日の午前10時」に改め、同表備考2中「午前10時から午後4時まで」を「午前9時から午後8時までの間のうち、6時間」に改め、同表備考3中「1, 100円」を「1, 300円」に改める。

別表5バーベキュー棟の表中「3, 090」を「3, 200」に、「1, 100」を「1, 200」に改める。

別表6天体観測棟の表中「小学生」を「高校生」に、「100」を「150」に改める。

別表7スポーツ・レクリエーション施設の表中「1, 050」を「1, 300」に、「530」を「600」に、「2, 090」を「2, 700」に改め、テニスコートの項を削り、

「

中学生以上	1日	320
小学生以下	1日	150

を

」

「

高校生以上	1日	400	に改める。
-------	----	-----	-------

」

第2条 富山市割山森林公園条例の一部を次のように改正する。

第3条中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) グランピング施設

第3条の3第2号中「第5号まで及び第10号」を「第6号まで及び第11号」に改める。

第3条の4第2号中「及び第4号」を「から第5号まで」に改め、同条第3号中「第3条第5号」を「第3条第6号」に改め、同条第4号中「第3条第6号」を「第3条第7号」に改める。

別表1オートキャンプサイトの表専用流し台無しの部の次に次のように加える。

カーサイト	宿泊	5,000
	日帰り	3,000

別表2キャンプ場の表中備考以外の部分を次のように改める。

## 2 キャンプ場

種別	単位	金額(円)
フリーサイト	宿泊 1張につき	3,000
	日帰り 1張につき	2,000
ソロサイト	宿泊 1張につき	2,000
	日帰り 1張につき	1,500
附属設備		規則で定める額

別表中7スポーツ・レクリエーション施設の表を8スポーツ・レクリエーション施設の表とし、6天体観測棟の表を7天体観測棟の表とし、5バーベキュー棟の表を6バーベキュー棟の表とし、4ログハウス(8人用)の表の次に次のように加える。

## 5 グランピング施設(4人用)

単位	金額(円)
宿泊	36,000
日帰り	18,000

備考

1 この表において「宿泊」とは、午後2時から翌日の午前

- 1 10時までの使用をいう。
- 2 この表において「日帰り」とは、午前9時から午後8時までの間のうち、6時間の使用をいう。
- 3 4人を超えて使用する場合は、その超える人数1人につき3,000円を加算する。
- 4 土曜日、休日の前日、4月29日から5月5日までの日又は7月25日から8月31日までの日における宿泊にあつては、この表に定める額の30パーセントに相当する額を加算する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項及び第4項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 規則で定める日

##### (経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の富山市割山森林公園条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用について適用し、施行日前の使用（施行日の前日から施行日までの宿泊を含む。）については、なお従前の例による。

##### (準備行為)

- 3 第1条の規定による改正後の富山市割山森林公園条例の規定に基づく施設の使用の承認、利用料金の徴収その他の当該施設を供用するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 4 第2条の規定による改正後の富山市割山森林公園条例の規定に基づく施設の使用の承認、利用料金の徴収その他の当該施設を供用するために必要な準備行為は、附則第1項第2号に規定する規定の施行の前日においても行うことができる。

議案第146号

特定事業変更契約締結の件

令和5年6月30日定例市議会において議決を得た（仮称）水橋地区義務教育学校整備事業について、次のとおり変更契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

富山市長 藤井裕久

記

1 契約の金額

変更前 9,779,913,306円に事業契約約款に定める方法による金利変更及び物価変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額

変更後 10,002,608,306円に事業契約約款に定める方法による金利変更及び物価変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額

議案第147号

富山市大沢野地域のスポーツ施設の指定管理者の指定の件  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次の施設の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

富山市長 藤井裕久

記

施設の名 称	指定管理者の所在地及び名称	指 定 期 間
富山市大沢野総合運動公園野球場、富山市大沢野総合運動公園陸上競技場、富山市大沢野グラウンド、富山市西大沢運動広場	愛知県名古屋市緑区池上台二丁目37番地1 株式会社スポーツマックス	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第148号

富山市猿倉山森林公園の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次の施設の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

富山市長 藤井裕久

記

施設の名称	指定管理者の所在地及び名称	指定期間
富山市猿倉山森林公園	富山市坂本1946番地1 特定非営利活動法人笑顔スポーツ学園	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 1 4 9 号

富山市大沢野地域の都市公園の指定管理者の指定の件  
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次の施設の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者 の 所 在 地 及 び 名 称	指 定 期 間
大沢野中央公園、大沢野中学校跡地公園、大沢野総合運動公園、春日健康ふれあい公園	富山市新保 2 7 1 番地 大沢野 Sports & Parks 共同企業体	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 5 0 号

財産の無償譲渡の件

次のとおり物品を無償譲渡するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 無償で譲渡する物品

旧富山市古洞の森自然活用村の建物及び施設に付随する備品及び消耗品

2 譲 渡 の 目 的 株式会社 A B L トラスト旧富山市古洞の森自然活用村活用事業用物品

3 譲 渡 の 相 手 方 富山市古沢 5 9 3 番地  
株式会社 A B L トラスト  
代表取締役 長谷川 由美

議案第151号

財産の無償貸付の件

次のとおり建物及び施設を無償貸付するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

富山市長 藤井 裕久

記

1 無償で貸付する財産

ア) 建物

(1) 旧富山市古洞の森自然活用村総合管理施設

①場 所 富山市三熊中山16

②構 造 木造一部2階建

③床面積 987.71㎡

(2) 旧富山市古洞の森自然活用村エネルギー棟

①場 所 富山市三熊中山16

②構 造 鉄筋コンクリート造平屋建

③床面積 72.50㎡

(3) 旧富山市古洞の森自然活用村合併処理槽

①場 所 富山市三熊中山19

②構 造 鉄筋コンクリート造

③床面積 94.50㎡

(4) 旧富山市古洞の森自然活用村受水槽

①場 所 富山市池多1046

②構 造 ステンレス造

③床面積 72.50㎡

(5) 旧富山市古洞の森自然活用村車庫

- ①場 所 富山市三熊中山 1 6  
②構 造 鉄骨造平屋建  
③床 面 積 6 3 . 0 0 m<sup>2</sup>
- (6) 旧富山市古洞の森自然活用村ケビン 1  
①場 所 富山市三熊中山 1 7  
②構 造 木造平屋建  
③床 面 積 5 1 . 3 4 m<sup>2</sup>
- (7) 旧富山市古洞の森自然活用村ケビン 2  
①場 所 富山市三熊中山 1 7  
②構 造 木造平屋建  
③床 面 積 5 1 . 3 4 m<sup>2</sup>
- (8) 旧富山市古洞の森自然活用村ケビン 3  
①場 所 富山市三熊中山 1 8  
②構 造 木造平屋建  
③床 面 積 5 1 . 3 4 m<sup>2</sup>
- (9) 旧富山市古洞の森自然活用村ケビン 4  
①場 所 富山市三熊中山 2 1  
②構 造 木造平屋建  
③床 面 積 4 2 . 2 3 m<sup>2</sup>
- (10) 旧富山市古洞の森自然活用村ケビン 5  
①場 所 富山市三熊中山 2 1  
②構 造 木造平屋建  
③床 面 積 4 2 . 2 3 m<sup>2</sup>
- (11) 旧富山市古洞の森自然活用村ケビン 6  
①場 所 富山市三熊中山 2 1  
②構 造 木造平屋建  
③床 面 積 5 1 . 3 4 m<sup>2</sup>
- (12) 旧富山市古洞の森自然活用村ケビン 7  
①場 所 富山市三熊中山 2 1  
②構 造 木造平屋建

- ③床面積 51.34 m<sup>2</sup>
- (13)旧富山市古洞の森自然活用村ケビン8
- ①場所 富山市三熊中山17
- ②構造 木造平屋建
- ③床面積 51.34 m<sup>2</sup>
- (14)旧富山市古洞の森自然活用村ケビン9
- ①場所 富山市三熊中山17
- ②構造 木造平屋建
- ③床面積 51.34 m<sup>2</sup>
- (15)旧富山市古洞の森自然活用村ケビン10
- ①場所 富山市三熊中山18
- ②構造 木造平屋建
- ③床面積 51.34 m<sup>2</sup>
- (16)旧富山市古洞の森自然活用村農作業管理休養施設
- ①場所 富山市池多1052-1
- ②構造 木造平屋建
- ③床面積 132.50 m<sup>2</sup>
- (17)旧富山市古洞の森自然活用村農畜産物処理加工施設
- ①場所 富山市池多1044
- ②構造 木造平屋建
- ③床面積 163.44 m<sup>2</sup>
- (18)旧富山市古洞の森自然活用村食の健康拠点施設
- ①場所 富山市三熊中山16
- ②構造 鉄筋コンクリート造一部木造2階建
- ③床面積 1,047.65 m<sup>2</sup>

イ) 施設

- (1) 温泉揚水施設
- (2) 公園施設
- (3) バーベキュー施設

(4) その他事業用設備

2 貸付の目的 株式会社ABLトラスト旧富山市古洞の森自然  
活用村活用事業用施設

3 貸付の相手方 富山市古沢593番地  
株式会社ABLトラスト  
代表取締役 長谷川 由美

4 無償貸付の期間 令和6年2月1日から15年間

議案第152号

財産の減額貸付の件

次のとおり土地を減額貸付するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

富山市長 藤井 裕久

記

- 1 減額貸付する土地
  - (1) 場 所 富山市池多1044番地外
  - (2) 面 積 74,526.33㎡
  
- 2 貸付の目的 株式会社ABLトラスト旧富山市古洞の森自然活用村活用事業用地
  
- 3 貸付の相手方 富山市古沢593番地  
株式会社ABLトラスト  
代表取締役 長谷川 由美
  
- 4 減額貸付の期間 令和6年2月1日から15年間
  
- 5 貸 付 料 年額372,630円

報告第 5 2 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 11 月 30 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 訴えの提起の件

訴えの提起の件

ア) 当事者

原告 富山市

被告 別紙に記載のとおり

イ) 請求の要旨

富山市奥田賃貸店舗の明渡し

ウ) 事件に関する方針

訴訟の遂行上必要があると認める場合は、適当と認める条件で相手側と和解することができる。

専決処分番号	専決処分年月日	住 所	氏 名
4 2	令和 5年10月13日	富山市梅沢町一丁目2番4号	金谷 健興

報告第 5 3 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 損害賠償請求に係る和解の件

損害賠償請求に係る和解の件

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
4 0	令和 5年10月 2日	<p>損害賠償額 金 14,300 円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名</p> <p>事由 有沢団地における施設管理上の器物破損事故</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生日 令和 5 年 8 月 20 日</li> <li>・ 場所 富山市有沢地内</li> </ul>
4 1	令和 5年10月 2日	<p>損害賠償額 金 135,300 円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名</p> <p>事由 有沢団地における施設管理上の器物破損事故</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生日 令和 5 年 8 月 20 日</li> <li>・ 場所 富山市有沢地内</li> </ul>
4 3	令和 5年10月13日	<p>損害賠償額 金 14,472 円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名</p> <p>事由 水路管理上の傷害及び器物破損事故</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生日 令和 5 年 4 月 18 日</li> <li>・ 場所 富山市二口町四丁目地内</li> </ul>

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
4 4	令和 5年10月16日	損害賠償額 金 8 4 8 , 1 4 7 円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名 事由 交通事故 ・ 発生日 令和 5 年 3 月 3 1 日 ・ 場所 富山市山室地内
4 5	令和 5年10月25日	損害賠償額 金 3 7 9 , 7 4 2 円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名 事由 交通事故 ・ 発生日 令和 5 年 9 月 1 5 日 ・ 場所 富山市栗山地内
4 6	令和 5年10月31日	損害賠償額 金 7 4 3 , 2 8 0 円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名 事由 交通事故 ・ 発生日 令和 4 年 9 月 1 2 日 ・ 場所 富山市安野屋町二丁目地内

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
47	令和5年11月7日	損害賠償額 金55,274円 和解及び損害賠償の相手方 中新川郡舟橋村在住1名 事由 道路管理上の車両破損事故 ・発生日 令和5年3月26日 ・場所 富山市荒川地内
48	令和5年11月13日	損害賠償額 金87,296円 和解及び損害賠償の相手方 中新川郡立山町在住1名 事由 道路管理上の車両破損事故 ・発生日 令和5年9月30日 ・場所 富山市小西地内